

神戸市道路占用許可基準要綱

目 次

第1条 (目的)	P. 1
第2条 (占用の期間)	P. 1
第3条 (一般基準)	P. 2
第4条 (電柱等)	P. 2
第5条 (街灯等)	P. 3
第6条 (郵便ポスト等)	P. 4
第7条 (横断用旗入れ)	P. 4
第8条 (記念碑, モニュメント等)	P. 4
第9条 (プランター等植栽器具)	P. 5
第10条 (公衆用ごみ容器等)	P. 6
第11条 (防犯カメラ)	P. 6
第12条 (ベンチ)	P. 7
第13条 (水管, 下水道管, ガス管等)	P. 8
第14条 (鉄道, 軌道その他これらに類する施設)	P. 9
第15条 (アーケード)	P. 9
第16条 (日よけ類)	P. 10
第17条 (バス停留所上屋)	P. 12
第18条 (タクシー乗場の上屋)	P. 13
第19条 (通路その他の施設)	P. 14
第20条 (道路の上空に設ける通路等)	P. 16
第21条 (地下式貯水槽)	P. 17
第22条 (露店及び商店街の臨時的装飾物)	P. 17
第23条 (広告看板類)	P. 18
第24条 (横断幕)	P. 19
第25条 (バナー)	P. 20
第26条 (バス停留所及びタクシー乗場標識)	P. 21
第27条 (掲示板及び案内板)	P. 22
第28条 (クリーンステーション標識)	P. 23
第29条 (消火栓標識)	P. 23
第30条 (駐車場案内標識)	P. 24
第31条 (スポンサー花壇のサインボード)	P. 24
第32条 (道路植栽の電飾)	P. 24
第33条 (アーチ)	P. 25
第34条 (工事用板囲い, 足場等)	P. 26
第35条 (仮設店舗その他の仮設建設物)	P. 27
第36条 (高架の道路の路面下及び道路予定区域等の占用)	P. 28
第37条 (自転車等駐車器具)	P. 28
第38条 (発電設備)	P. 29
第39条 (病院施設案内標識)	P. 32
別図-1~4 (電柱)	P. 34
別図-5~14 (埋設管等)	P. 35~39
別図-15 (日よけ・雨よけ)	P. 40
別図-16 (照明広告付きバス停留所標識)	P. 41
別図-17 (照明広告付きタクシー乗場標識)	P. 43
別図-18 (クリーンステーション標識)	P. 44
別図-19 (消火栓標識)	P. 45
別図-20 (駐車場案内標識)	P. 46
別表 (道路の地下埋設物件の頂部と路面との距離について)	P. 47

神戸市道路占用許可基準要綱

(制定 平成 18 年 12 月 25 日)
 改正 平成 20 年 1 月 22 日
 改正 平成 20 年 3 月 31 日
 改正 平成 22 年 3 月 31 日
 改正 平成 23 年 3 月 22 日
 改正 平成 27 年 3 月 26 日
 改正 平成 30 年 3 月 30 日
 改正 平成 31 年 3 月 28 日
 改正 令和 3 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条及び第 33 条、神戸市道路占用規則（昭和 46 年 4 月規則第 1 号）第 2 条の規定に基づく道路占用許可に関し一般的な基準を設けるものとする。

(占用の期間)

第 2 条 占用の許可期間は、次に掲げるところによる。

	占用物件	占用の期間
(1)	兵庫県警察本部長の設置する交通信号機及び道路標識	廃止の日まで
(2)	次に掲げる工作物、物件又は施設 ① 水道法による水管（水道事業、水道用水供給事業の用に供するものに限る。） ② 工業用水道事業法による水管（工業用水道事業の用に供するものに限る。） ③ 下水道法による下水道管 ④ 鉄道事業法又は全国新幹線鉄道整備法による公衆の用に供する鉄道 ⑤ ガス事業法によるガス管（ガス小売事業、一般ガス導管事業、ガス製造事業の用に供するものに限る。） ⑥ 電気事業法による電柱又は電線（同法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）による改正前の電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する特定規模電気事業者に相当する者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。） ⑦ 電気通信事業法による電柱、電線又は公衆電話所（同法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。） ⑧ 石油パイプライン事業法による石油管（石油パイプライン事業の用に供するものに限る。）	10 年以内
(3)	その他の占用物件	5 年以内

2 占用の期間が満了する場合において、これを更新しようとする場合の期間についても同様とする。

(一般基準)

第3条 道路占用許可の一般基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1)	占用物件は、都市の景観及び風致と調和したものであること。
(2)	占用物件は、信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。
(3)	占用物件の構造は、次の各号に掲げるところによる。 ① 路上及び上空に設ける占用物件は、倒壊、落下、はく離等により道路の構造及び交通に支障を及ぼすことがないものであること。 ② 地下に設ける占用物件は、自重、車両の荷重、土圧及び車両の通行による衝撃に対して安全な構造のものであること。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。
(4)	この要綱に特別の定めがあるものを除き、占用物件に広告物を添加（貼付及び塗布を含む。）してはならない。
(5)	占用者名を表示する場合については、大きさは概ね20センチメートル×5センチメートルの範囲内のものであること。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。
(6)	寄贈者名の表示については、次の各号に掲げるところによる。 ① この要綱に特別の定めがあるものを除き、寄贈者名の表示はしてはならない。ただし、寄贈者が公益法人又はこれに類する団体で、特にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。 ② 寄贈者名の表示は、「寄贈」その他これに類する字句を寄贈者名とあわせて表示し、形状、色彩及び配置等は、周囲の景観と調和するものであること。

(電柱等)

第4条 電柱、電線、支柱、支線及びその他の附属設備の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	電柱については、次に掲げるところによる。(別図-1~4) ① 法敷(法敷のない道路にあつては、路端寄り)に設けること。ただし、歩道のある道路にあつては、歩道内の車道寄り(歩車道境界から25センチメートルの場所)に設けることができるものとし、これらの電柱については、極力共架柱とすること。 ② 同一路線に係る電柱は道路の同一側に設けること。 ③ 歩道のない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合においては、これと8メートル以上の距離を保たせ、建柱位置は側溝の側壁内面と電柱の外表面が同一となるように設けること。 ④ 歩道のない道路にあつては、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所には設けないこと。 ⑤ 交差点での建柱は、原則として隅切端から5メートル以上の距離を保たせること。 ⑥ 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けること。 ⑦ 道路法第37条第1項の規定により指定された区域には新たに電柱を設けることはできない。ただし、特にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。
-----	--

(2)	<p>電線については、次に掲げるところによる。</p> <p>① 電線を地上に設ける場合においては、占用物件の最下部と路面との距離（以下「最小地上高」という。）は5メートル以上とすること。ただし、既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、4.5メートル以上、歩道上にあつては2.5メートル以上とすることができる。</p> <p>② 電線を地上に設ける場合で、電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。</p> <p>③ 電線を地下に設ける場合においては、車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の2/3に相当する路面の中央部）以外の部分であること。ただし、他に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認めるときには、電線の本線を車道の部分に設けることができる。</p> <p>④ 電線を地下に設ける場合においては、電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、1.2メートル以上とすること。（浅層埋設管を除く）</p> <p>⑤ 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。</p>
-----	---

（街灯等）

第5条 街路灯その他これらに類するものの占用については、次に掲げるところによる。

(1)	自治会等地方自治法上の地縁による団体（地方自治法第260条の2。以下「自治会等地縁団体」という。）、商店街振興組合等非営利団体又は防犯協会その他これらに準ずるものが、その区域内の道路を照明し、又は防犯のために設置及び管理するものに限る。
(2)	設置しようとする地点の近辺に電柱がある場合は、できる限り共架すること。
(3)	支柱は、歩道のある道路にあつては、歩道内の車道寄り（歩車道境界から25センチメートルの場所）に設置するものとし、歩道のない道路にあつては、路端寄り縁石に接して設置すること。
(4)	道路の両側に設置する場合は、千鳥式に配列すること。
(5)	同一線上に電柱がある場合は、支柱は歩道上にあつては電柱と同一線上に、車道上にあつては電柱と同一線上又は私有地側に設けること。
(6)	道路が交差し、又は接続する地点から5メートル以内には設置しないこと。
(7)	信号機、道路標識から10メートル以内には設けないこと。
(8)	色彩は、周囲の環境と調和するものであること。
(9)	電線は、原則として地下に埋設することとするが、架空に設置する場合の最小地上高は車道にあつては、4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上とすること。
(10)	グラフィックススポットライト等の投影機等を設置し、道路を映幕として使用しないこと。
(11)	「神戸市夜間景観形成基本計画」（平成17年7月21日）に基づく歴史的建造物のライト

	アップ等に必要な投光器の設置については、前各号に定める基準の他、障害光を抑制すること。
(12)	調和のとれた概ね 20 センチメートル× 5 センチメートルの範囲内で、1 箇所限り、寄贈者名を表示することができる。

2 建築物、看板等を照明するための投光器の占用については、次の各号に掲げるところによる。

(1)	グラフィックススポットライト等の投影機等を設置し、道路を映幕として使用しないこと。
(2)	最小地上高は 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道のある道路の歩道上に設置する場合は、2.5 メートル以上とし、投光器の道路への出幅は 1 メートル以下とすること。
(3)	電燈は、白色であって点滅しないこと。また、車両の通行に支障とならないものとする。
(4)	投光器を取り付けるための柱を設ける場合は、道路敷地外とすること。

(郵便ポスト等)

第 6 条 郵便ポスト、公衆電話所、消火栓その他これらに類する施設の占用については、道路交通上直接支障とならない法面、道路広場、橋詰広場等道路の有効幅員外とする。ただし、これによりがたい場合は、次に掲げるところによる。

(1)	歩道のある道路にあつては、歩道内の車道寄り（歩車道境界から 25 センチメートルの場所）に設けること。
(2)	歩道のない道路にあつては、原則として設けないこと。ただし、交通が輻輳する道路又は、幅員が著しく狭い道路でなく、かつ、見通しを害しない場所にあつては、この限りでない。この場合においては、側溝上又は縁石に接して設けること。

(横断用旗入れ)

第 7 条 歩行者横断用旗入れ（以下「旗入れ」という。）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	神戸市、警察及び交通安全協会並びにその他公共的な団体が、横断歩行者の安全を確保するために設置及び管理するものに限る。
(2)	設置場所は、小学校、幼稚園、保育所及び老人福祉施設・身体障害者福祉施設等の附近で横断歩道のある場所及びその他横断歩行者の安全を確保する必要のある場所とし、道路管理者及び所轄警察署長の協議により決定する。
(3)	旗入れの規格は、直径 25 センチメートル、高さ 40 センチメートルの円筒体又は底辺 20 センチメートル四方、高さ 40 センチメートルの直方体を標準とする。
(4)	旗入れの表示については、次に掲げるとおりとする。 ① 寄贈者名表示の大きさは概ね 20 センチメートル× 5 センチメートルの範囲内で、1 箇所に限ること。 ② 旗入れには、占用者名を表示しなければならない。

(記念碑、モニュメント等)

第 8 条 記念碑、モニュメント等（以下「記念碑等」という。）は、道路の交通、構造に種々の支障

を及ぼすものであるから、これらの道路への設置は極力抑制するものとし、やむを得ないと認められる場合の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	国又は地方公共団体並びに道路管理者と協定を締結した地域団体等が設置及び管理するものに限る。
(2)	記念碑等は次の各号に掲げるものに限ることとする。 ① 記念碑 ② 時計塔 ③ 銅像 ④ 彫刻 ⑤ その他前記各号に類するもので市長が特に認めるもの
(3)	設置場所は次の各号に掲げる場所に限るものとする。 ① 駅前広場の緑地帯 ② 大規模な交差点にある緑地帯 ③ 歩行者専用道又は自転車歩行車道に隣接した緑地帯 ④ 道路の法敷その他市長が特に認めた場所 ⑤ 前記各号の一に該当し、なおかつ街路樹の育成を妨げない場所であること。
(4)	記念碑等には、名称及び占用者名並びに設置年月日を表示しなければならない。
(5)	添加物件等については、次に掲げるところによる。 ① 記念碑等には装飾をしないこと。 ② 寄贈者名の表示の大きさは0.05平方メートルを超えないもので、1箇所に限ること。
(6)	記念碑等の管理等については、次に掲げるところによる。 ① 記念碑等は、清掃等日常の管理を行い、良好な状態に維持しなければならない。 ② 占用者は、次のいずれかの場合に道路管理者が無補償で記念碑等の除却を行った場合に、設置物件の除却に関する求償権を有しない。 イ) 占用者の管理者が物件の維持管理をできない状況が継続すると道路管理者が判断した場合。この場合においては、占用者は道路の現状復旧に要する費用を負担しなければならない。 ロ) 道路管理者が災害その他の理由により緊急を要すると判断した場合。この場合においては、道路管理者は、設置物件の管理者に無告知で除却できるものとする。

2 設置物件の許可にあたっては、道路管理上及び美観風致上支障にならないよう、次に掲げるところにより慎重に審査、指導するものとする。

(1)	歩道の拡幅、交差点改良等道路工事の計画について事前に調査し、工事に支障とならないよう配慮すること。
(2)	物件の形状、色彩等が周囲の街並との調和を逸しないものであるよう審査すること。

(プランター等植栽器具)

第9条 フラワーポット及びプランター等の植栽器具（以下「植栽器具」という。）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	地方公共団体、自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体が、専ら公共目的で設
-----	--

	置及び管理するものに限る。
(2)	設置場所等については、次のとおりとする。 ① 植栽器具は、原則として歩道に設置することとし、設置後の歩道の有効残幅員が2メートル以上（自転車歩行者道にあっては3メートル以上、自転車歩行者専用道にあっては4メートル以上）確保できる場所とする。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5メートル以上（自転車歩行者道にあっては4メートル以上）確保できる場所とするとともに、通行の状況等により特に支障がないと認められる場合は、有効残幅員を1.5メートル以上とすることができる。 ② 側溝上への設置は認めない。 ③ 植栽器具は道路に固定してはならない。
(3)	植栽器具には、占有者名を表示しなければならない。
(4)	寄贈者名表示の大きさは概ね20センチメートル×5センチメートルの範囲内で、1箇所に限ること。

(公衆用ごみ容器等)

第10条 公衆用ごみ容器及び公衆用すいがら入れ（以下「ごみ容器等」という。）の占有については、次に掲げるところによる。

(1)	国、地方公共団体、又は十分な維持管理ができると認められる団体が公共の用に供する目的で設置及び管理するものに限る。
(2)	ごみ容器等には、占有者名及び連絡先を表示しなければならない。
(3)	設置場所については、次のとおりとする。 ① 公衆用ごみ容器については、原則として歩道上で通行等の支障のない場所とすること。 ② 公衆用すいがら入れについては、原則として歩道上で通行等の支障のない場所、かつ、利用者が滞留し歩行者の通行支障を来たすおそれのない場所とすること。
(4)	ごみ容器等の構造及び規格は、次のとおりとする。 ① 材質は、不燃性で堅牢かつ安全なものとする。 ② 容易に移動、転倒しない構造とすること。 ③ 鋭角の突起物のないものとする。 ④ 底面の大きさは1辺60センチメートルの正方形に収まるもの以下とし、路面から頂部までの距離は120センチメートル以下を標準とする。
(5)	寄贈者名の表示の大きさは概ね20センチメートル×5センチメートルの範囲内で、1箇所に限ること。
(6)	ごみ容器等設置者は、日常の維持管理計画書を作成し、道路占有許可申請手続きの際に提出すること。

(防犯カメラ)

第11条 防犯カメラの占有については、次に掲げるところによる。

(1)	自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体または防犯協会が、安全・安心なまち
-----	--

	づくりを推進するため自ら取り組む防犯活動において、必要が生じたため設置及び管理するものであって、設置場所と占有者との間に、防犯カメラ設置に関する合理的関係が認められる場合に限ること（自治会内の生活道路等）。
(2)	個人情報の取扱いについて、設置管理者の責任において法令を遵守し、適正な管理を行うこと。
(3)	防犯カメラの設置は、防犯カメラ本体及びこれに付帯する設備（通信機、配線類等）に限るものし、設置場所は、アーケード、電柱、電話柱等既設占有物件へ添架して設置するものとする。ただし、既設占有物件がない場合は、通行の安全性が確保でき、やむを得ない場合に限り、自立柱による設置を認める。自立柱の設置にあたっては、交差点部を避けるなど第4条（電柱等）に準じた方法とすること。
(4)	設置方法については、次のとおりとする。 ① 最小地上高は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道のある道路の歩道上に設置する場合は、2.5メートル以上とする。 ② 防犯カメラ（自立柱を含む。）には、占有者名と防犯カメラを設置している旨を表示しなければならない。
(5)	寄贈者名の表示は、自立柱に設置するものに限り、大きさは概ね20センチメートル×5センチメートルの範囲内で、1箇所に限ること。
(6)	道路占有許可申請に際し、申請団体の活動地域図、防犯カメラの設置に関する住民合意を示す書類（議決書、事業計画書等）、設置目的以外には使用しないことの確認書を提出すること。既設占有物件に設置する場合には、所有者の承諾書をあわせて提出すること。

（ベンチ）

第12条 ベンチの占有については、次に掲げるところによる。

(1)	路線バス事業者、タクシー事業者の団体又は自治会等地縁団体、商店街振興組合等非営利団体、又はその他これらに準じる者であって、適確な管理能力を有すると認められる者が、歩行者又はバス利用者若しくはタクシー利用者の利便に供するために設置及び管理するものに限る。
(2)	ベンチには、占有者名及び連絡先を表示しなければならない。
(3)	設置場所については次のとおりとする。 ① 歩道のある道路では、設置後の歩道の有効残幅員が2メートル以上（自転車歩行者道にあつては3メートル以上、自転車歩行者専用道にあつては4メートル以上）確保できる場所とする。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5メートル以上（自転車歩行者道にあつては4メートル以上）確保できる場所とするとともに、通行の状況等により特に支障がないと認められる場合は、有効残幅員を1.5メートル以上とすることができる。 ② 具体的な設置場所は、道路管理者とベンチ管理者が協議を行い、道路管理者が指示するものとする。
(4)	ベンチの規格については、次のとおりとする。 ① ベンチは原則として固定式とし、堅牢で十分な安全性を有したものであること。

	② 具体的な規格については、設置場所の状況により、道路管理者とベンチ管理者の協議を行い、道路管理者が指示するものとする。
(5)	<p>広告の表示については、次のとおりとする。</p> <p>① 広告表示できるベンチは、違法ベンチの追放、及び市民の利便性向上の観点から、整備促進と適切な維持管理に資するため、路線バス事業者が設置管理するバス停留所のベンチに限り認めるものとする。</p> <p>② 広告を表示するときは、ベンチの背もたれに表示するものとし、大きさは背もたれの幅及び高さの範囲内とする。</p> <p>③ 広告物の表示については、次の各号に適合したものとする。</p> <p>イ) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。</p> <p>ロ) 広告物は反射材料式であってはならない。</p> <p>ハ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。</p> <p>ニ) 広告物については、神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）第5条の規定に基づく許可を受けること。</p>
(6)	寄贈者名表示の大きさは0.05平方メートルを超えないもので、1箇所に限ること。
(7)	既に占用許可を受け設置されているベンチで、本基準に適合しないものについては、従前の許可条件によるものとする。

(水管、下水道管、ガス管等)

第13条 水管、下水道管、ガス管等の占用物件を地下に設ける場合においては、次に掲げるところによる。

(1)	<p>占用の場所については次のとおりとすること。(別図-5~14)</p> <p>① 路面をしばしば掘削することのないように計画され、かつ、他の占用物件と錯そうするおそれのないものであること。</p> <p>② 占用物件は、工事施行上又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。</p> <p>③ 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、歩道の地下に埋設すること。ただし、これらの本線については、歩道に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>④ 電線路の本線とガス管の本線とは、同一側にしないこと。</p> <p>⑤ 水管の本線とガス管の本線とは、同一側にすること。</p> <p>⑥ 地下埋設物件の頂部と路面との距離については、別表による。</p> <p>⑦ 水管、下水道管又はガス管を橋に取り付ける場合においては、原則として桁の両側又は床版の下に、橋の強度に影響を与えないものとし、「橋梁添架基準要綱」に従うこと。</p>
(2)	<p>管理用人孔については、次のとおりとする。</p> <p>① 地下埋設管の管理用人孔は、道路交通に対して破損が生じない堅固な構造及び材質とし、横断歩道、歩道乗り入れ等の切り下げ及びすり付け部には設置しないこと。ただし、他に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの</p>

	<p>限りではない。</p> <p>② 人孔と他の埋設管が近接する場合の離隔は、概ね 0.1 メートル以上とすること。</p> <p>③ 管理用人孔を車道に設ける場合は、1 車線内占用とし、開閉時に 2 車線規制とならない位置とし、わだち部を避けること。</p> <p>④ 管理用人孔蓋は平板とし、道路の縦横断勾配と合わせ路面との間に段差を生じさせないこと。</p>
--	---

2 景観等に配慮すべき地域の幹線街路及び補助幹線街路については、無電柱化（地中化等）に努めるものとし、キャブシステム、管路方式もしくは電線共同溝等の電線類地中化に関する事項については、設置場所の状況等により、別途協議による。

3 水管等の管類を上空に設ける場合においては、次に掲げるところによる。

(1)	新規物件の許可は極力抑制することとし、原則、工業専用地域・工業地域・準工業地域内の道路で、かつ、地形の状況その他特別の理由により地下への埋設が著しく困難な場合など真にやむを得ない場合において、道路の構造又は交通への支障が極めて小さいと認められるときに限り、許可することができる。
(2)	道路横断占用のみを許可するものとし、道路の交差し、接続し又は屈曲する地点若しくは横断歩道から 10 メートル以内の場所には設けないこと。
(3)	信号機、道路標識などの効用を妨げるおそれのない場所に設けること。
(4)	道路を横断する部分の最小地上高は、5 メートル以上とすること。
(5)	道路の方向に対して直角に設けること。
(6)	管路を支持する施設の地上に接する部分及び基礎部分は、道路敷地外に設置すること。
(7)	管類を支持する工作物等を併設する場合には、当該工作物と一体の占用物件として許可するものとする。
(8)	管類の内部には工作物を設けないこと。
(9)	周囲の景観を乱さないものであること。

（鉄道、軌道その他これらに類する施設）

第 14 条 鉄道及び軌道に係る占用については、「日本国有鉄道の民営化及び鉄道事業法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（昭和 62 年 3 月 31 日建設省道政発第 24 号）、「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」（平成 15 年 3 月 20 日）及び「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る細目要綱」（平成 15 年 3 月 20 日）による。

2 地下鉄及び軌道（以下「地下鉄等」という。）施設内への二次占用については、「地下鉄施設への二次占用について」（平成 9 年 10 月 20 日、建設省道政第 81 号）による。

（アーケード）

第 15 条 アーケードの占用については、次に掲げるところによる。

(1)	アーケードの占用については、「アーケードの取扱いについて」（昭和 30 年 2 月 1 日、国消発第 72 号、建設省発注第 5 号、警察庁発備第 2 号）の設置基準によること。
(2)	占用期間中は、占用区域内の維持修繕を占用者の負担で行うこと。
(3)	新設又は改築（軽易なものを除く。）を行う場合には、神戸市アーケード等連絡協議会の

	承認を得るものとする。
--	-------------

2 アーケードに添架する広告看板類（第 22 条に規定する臨時的な物件を除く。）については、次に掲げるところによる。

(1)	アーケード設置者が設置及び管理するものに限る。
(2)	<p>アーケードの支柱等に設置する看板については次のとおりとする。</p> <p>① 広告の表示内容は、アーケード設置者である商店街振興組合等の組合員の店舗・事務所等（以下「店舗等」という。）の名称及び営業内容に限るものとする。</p> <p>② 内照式看板に限ることとし、同一アーケード内においては、形状、寸法を統一すること。</p> <p>③ 原則として1店舗等につき1個とすること。</p> <p>④ 道路上へ突出する部分は、道路境界線から1メートル以下とするとともに、アーケードの避難・防火構造等を損なわないこと。</p> <p>⑤ 使用する材料は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料又は防火処理を施した材料とする。</p> <p>⑥ 最小地上高は、2.5メートル以上とすることができる。</p> <p>⑦ 広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。</p>
(3)	<p>アーケード中央部分に設置する看板については次のとおりとする。</p> <p>① 広告の表示内容は、店舗等の名称、商店街等の名称及び公共広告に限るものとする。</p> <p>② 内照式看板に限ることとし、広告概ね20メートル以上の間隔をとって設置すること。</p> <p>③ 使用する材料の基準については、前号⑤の規定を準用する。</p> <p>④ 設置方法の基準については、次のとおりとする。</p> <p>イ) 最小地上高は、4.5メートル以上とすること。</p> <p>ロ) 風等により飛ばされないよう万全の措置を講ずること。</p> <p>ハ) 相当の重量があると認められるものについては、アーケード本体及びアーケードの取付け方法に支障がないことを確認するため、建築士が作成した強度計算書を添付すること。</p> <p>⑤ 規格については、次のとおりとする。</p> <p>イ) 幅 アーケード幅員の2分の1以下かつ3メートル以下とすること。</p> <p>ロ) 高さ アーケード幅員の3分の1以下かつ1.5メートル以下とすること。</p> <p>ハ) 厚さ アーケード幅員の6分の1以下かつ50センチメートル以下とすること。</p> <p>⑥ 広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。</p>
(4)	この項、施行前より設置されているアーケード内の物件についても今後適正な占用に努めること。

(日よけ等)

第 16 条 日よけ、雨よけその他これらに類するもの（支柱を含む。以下「日よけ等」という。）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>設置場所については、次のとおりとする。</p> <p>① 歩道のある道路の歩道部分のみに設置するものとする。ただし、歩道のない道路にあって、附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がな</p>
-----	---

	<p>い場所はこの限りでない。</p> <p>② 街路樹の育成を妨げない場所であること。</p>
(2)	<p>構造等については、次のとおりとする（別図-15）。</p> <p>① 日よけ等は、建築物側面に取り付けるものとする。</p> <p>② 日よけ等の道路への出幅（以下「出幅」という。）、及び最小地上高（支柱を除く。）は、次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 歩道のある道路の歩道部分に支柱を設けずに日よけ等を設置する場合は、出幅は1.0メートル以下とし、最小地上高は2.5メートル以上としなければならない。</p> <p>イ 歩道のある道路の歩道部分に支柱を設けて日よけ等を設置する場合</p> <p>(ア) 道路境界側に支柱を設ける場合は、道路区域内に建柱してはならない。</p> <p>(イ) 植樹帯のある歩道では、支柱は、根囲ブロックに接して、植樹帯の中の歩道側に建柱しなければならない。</p> <p>(ロ) 植樹帯のない歩道では、支柱は、歩車道境界から0.25メートル離れた位置に建柱するものとする。</p> <p>(ハ) 支柱は、原則として円型の鋼管類を用い、構造又は強度に支障がない限り直径0.1メートル以下としなければならない。</p> <p>(ニ) 支柱には、雨水排水のための雨といを設けなければならない。</p> <p>(ホ) 日よけ等本体の高さは、原則として4メートル以下としなければならない。</p> <p>ウ 歩道のない道路に設置する場合は、支柱を設けてはならない。</p> <p>エ 歩道のない道路に設置する場合は、出幅は1.0メートル以下とし、最小地上高は4.5メートル以上としなければならない。</p> <p>③ 色彩はけばけばしいものをさけ、地色には蛍光色又は赤、黄及び黒の原色を用いないこと。</p>
(3)	<p>日よけ等には広告物等の添加又は装飾若しくは塗り書きをしないこと。ただし、自己の名称を表示する場合はこの限りでない。</p>
(4)	<p>日よけ等には電気設備を設けないこと。ただし、道路管理者の指示する歩行者用の照明はこの限りでない。</p>
(5)	<p>連続して50メートルを超えて設置する構造物には、原則として第15条（アーケード）の基準を適用する。</p>
(6)	<p>既に占用許可を受け設置されている日よけ等で、本基準に適合しないものについては、従前の許可条件によるものとする。</p>

2 日よけ等の占用許可にあたっては、道路管理上、美観風致上支障にならないよう、次に掲げるところにより慎重に審査し、指導するものとする。

(1)	<p>申請書添付図面に周辺物件の構造図（高さ、突出幅等）を明記させるとともに、連続構造等特殊なものについては、構造計算書を添付させ、関係機関の意見を聞くこととすること。</p>
(2)	<p>構造物の高さ、突出幅、型等については、この基準の範囲内において、周辺物件の構造と均衡を失しないものとする。</p>
(3)	<p>歩道の拡幅、植樹計画の有無について事前に調査すること。</p>
(4)	<p>昭和53年4月1日以前に許可している物件で、この基準に適合しないものについては改</p>

	善するよう指導すること。
(5)	許可した物件下の道路上の不正使用等許可条件違反のないよう厳しく指導するものとする。

(バス停留所上屋)

第17条 バス停留所上屋の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	バス事業者が設置及び管理するものに限る。
(2)	<p>上屋の設置場所については、次のとおりとする。</p> <p>① 道路の法敷。</p> <p>② 歩道に設置する場合には、歩道の有効残幅員が2メートル以上（自転車歩行者道にあっては3メートル以上、自転車歩行者専用道にあっては4メートル以上）確保できる場所とする。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5メートル以上（自転車歩行者専用道にあっては4メートル以上）確保できる場所。</p> <p>③ 道の駅、サービスエリア、パーキングエリア、自動車駐車場に設置する場合には、自動車の駐車の用に供されている以外の部分。</p> <p>④ 設置する上屋が壁面を有する場合、交差点の附近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所。</p> <p>⑤ 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔として60センチメートル以上確保できる場所。</p> <p>⑥ その他道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。</p> <p>⑦ 具体的な設置場所は、道路管理者と上屋管理者が協議を行い、道路管理者が指示する</p>
(3)	<p>上屋の構造については、次のとおりとする。</p> <p>① 歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。</p> <p>② 上屋の幅は、原則として2メートル以下とすること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。</p> <p>③ 高さは、原則として路面から2.5メートル以上とすること。</p> <p>④ 構造及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。</p> <p>⑤ 設置する上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。</p> <p>イ) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。</p> <p>ロ) 壁面の面数は3面以内であること。</p> <p>ハ) 壁面の材質は透明なものであること。</p> <p>ニ) 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。</p> <p>⑥ 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。</p> <p>⑦ 具体的な構造については、設置場所の状況により、道路管理者と上屋管理者の協議を行い、道路管理者が指示するものとする。</p>

(4)	<p>① 道路管理者が許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、バス事業者に対して上屋等の整備・管理計画を提出させることができるものとする。</p> <p>② 道路管理者は、占有者が許可条件に違反した場合、又は上屋の設置により通行等に支障が生じたとき、あるいは道路工事その他道路管理者において必要があると認めた場合においては、その許可を取り消すことができるものとする。</p>
(5)	<p>既に占有許可を受け設置されている上屋で、本基準に適合しないものについては、従前の許可条件によるものとする。</p>

2 バス停留所に設置される壁を有する上屋への広告物の添加については、次のとおりとする。

(1)	<p>添加広告は、バス停留所上屋とは独立の物件とし、広告事業を行う広告事業者又はバス事業者が、設置及び管理するものに限る。</p>
(2)	<p>① 広告物の表示については、次の基準に適合したものとする。</p> <p>イ) 広告物の表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。なお、広告板の枠部分等への広告事業者名又は企業ロゴ等の表示は、③に掲げる通知中に定める、通報先等管理上やむを得ないもの等の例外を除き、表示面積に含める。</p> <p>ロ) 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、当該広告物が運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。</p> <p>ハ) 広告物の色彩等は、信号機及び道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。</p> <p>ニ) 広告物は反射材料式であってはならない。</p> <p>ホ) 広告物の表示内容については、スポンサー付きバナー掲出事業者審査細則に準拠するものであること。</p> <p>ヘ) 広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。</p> <p>② 広告物により広告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備もしくは維持管理に要する費用に充当されること。</p> <p>③ その他バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加の取り扱いについては、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日国道利第27号)によるものとする。</p>

(タクシー乗場 上屋)

第18条 タクシー乗場 上屋の占有については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>タクシー事業者の団体が設置及び管理するものに限る。</p>
(2)	<p>設置場所については、次のとおりとする。</p> <p>① 歩道に設置する場合には、タクシーベイが設けられている駅前広場等で、歩道の有効残幅員が2メートル以上(自転車歩行者道にあつては3メートル以上、自転車歩行者専用道にあつては4メートル以上)確保できる場所とする。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5メートル以上(自転車歩行者道にあつては4メートル以上)確保できる場所。</p> <p>② その他道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。</p>

	③ 具体的な設置場所は、道路管理者と上屋管理者が協議を行い、道路管理者が指示するものとする。
(3)	<p>構造等については、次のとおりとする。</p> <p>① 歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であることとし、上屋の主要構造部は、鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし、地震、風圧等に対し、十分に安全な構造とすること。</p> <p>② 支柱に用いる鋼材類は丸形とすること。</p> <p>③ 歩道上に設置する場合、支柱は歩車道境界から 25 センチメートル離れた歩道上に建柱するものとし、歩道の民地側での建柱は原則として認めない。</p> <p>④ 歩道に植樹帯又は植樹柵等がある場合には、これを避けた構造とすること。</p> <p>⑤ 上屋の幅は、原則として 2 メートル以下とすること。ただし、5 メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。</p> <p>⑥ 上屋の長さは、12 メートル以下とすること。</p> <p>⑦ 上屋の高さは路面より 2.5 メートル以上とすること。</p> <p>⑧ 上屋は、壁面を有しないものであること。</p> <p>⑨ 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。</p> <p>⑩ 上屋は、雨水処理を考慮した構造とすること。</p> <p>⑪ 上屋の設置に伴い、灰皿等を歩道上に設けないこと。ただし、ベンチの設置については、第 12 条（ベンチ）による。</p> <p>⑫ 具体的な構造については、設置場所の状況により、道路管理者と上屋管理者で協議し、道路管理者が指示するものとする。</p>
(4)	道路管理者は、占有者が許可条件に違反した場合、又は上屋の設置により通行等に支障が生じたとき、あるいは道路工事その他道路管理者において必要があると認めた場合においては、その許可を取り消すことができるものとする。
(5)	既に占有許可を受け設置されている上屋で、本基準に適合しないものについては、従前の許可条件によるものとする。

(通路その他の施設)

第 19 条 側溝に蓋をし、又は路端法面を切り取り、もしくは埋立て、又は階段を設置する等、もっぱら人及び車の通行に供するために必要な通路その他の施設の占有については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>溝蓋については、次のとおりとする。</p> <p>① 専ら人（二輪車を含む）の出入口の幅員については、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>イ) 個人住宅の場合は、2 メートル以下とする。</p> <p>ロ) 多数利用が見込まれる共同住宅又は店舗等の場合は、4 メートル以下もしくは必要最小限で道路管理者が認めた幅とする。</p> <p>② 自動車の出入口の幅員については、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>イ) 原則、乗入れ施設設置基準に定める下記表中の乗入れ幅とする。</p>
-----	---

型式	乗入れる自動車の種類	乗入れ幅 (m以下)
I 種	軽自動車 小型自動車	4.0
I 種	小型特殊自動車 普通乗用自動車（乗車定員 10 人以下）	4.0
II 種	普通乗用自動車（乗車定員 11 人以上） 普通貨物自動車（最大積載重量 6.5 t 未満）	6.0
III 種	普通貨物自動車（最大積載重量 6.5 t 以上）	8.0

(備考)

1. 道路外施設等の用途・目的等により、通行の可能性のある自動車の種類を判断し、出入する車種の最大のものについて上表を適用する。
2. 乗入れ幅の数値は、乗入方向に直角方向の長さとする。
3. トレーラー又は大型特殊自動車が入り出す場合は、入り出す自動車の回転軌跡図を考慮して、乗入れ幅を別途決定する。
4. 普通乗用自動車とは、道路運送車両法に規定する普通自動車のうち、専ら人を運搬する構造の自動車をいう。
5. 普通貨物自動車とは、道路運送車両法に規定する普通自動車のうち、専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。

ロ) 自動車の構造、現地の地形・交通の状況等から別表により難しい場合は、自動車の回転軌跡図を考慮して、別途乗入れ幅を定めることができる。

ハ) 同一敷地内で、やむを得ず並列複数台の自動車が乗入れする場合は、車庫等の幅以内で設置することができる。

- ③ 設置数については、次の各号に掲げるところによる。
 - イ) 原則として、乗入れの対象となる道路外施設等ごとに 1 箇所とする。
 - ロ) 交通安全上その他の理由により乗入れ施設を分離する必要がある場合は、合理的かつ必要最小限のものとし、別途設置数を定めることができる。
- ④ 構造については、次の各号に掲げるところによる。
 - イ) 溝蓋は堅固なものであり、かつ、側溝の清掃ができるような構造とすること。
 - ロ) 溝蓋はグレーチング又はダクタイルもしくは鉄筋コンクリート蓋とし、化粧仕上げ、彩色等しないこと。
 - ハ) 側溝に蓋がかりのない場合は道路管理者の指示する方法によること。

(2) 進入路については、次のとおりとする。

- ① 幅員は、前号①と同様とする。
- ② 法面を切り取りもしくは埋立てる場合は、道路法第 24 条に基づく承認を受け、工事が完了した後に道路占用許可を受けること。
- ③ 通路橋を設置する場合については、次に掲げるところによる。
 - イ) 道路敷外に橋脚を設けること。

<p>ロ) 通路橋と建築物は一体のものでないこと。</p> <p>ハ) 通路橋と道路面との接地部分における接地方法は、道路管理者の指示する方法とすること。</p> <p>ニ) 通路橋には広告・装飾等を添加してはならない。</p> <p>④ 法面に階段を設ける場合については、次に掲げるところによる。</p> <p>イ) 階段は法面の効用を阻害するものでないこと。</p> <p>ロ) 階段は法面の形状を変更して設けるものでないこと。</p> <p>ハ) 階段は建築物と一体のものでないこと。</p> <p>ニ) 階段の支柱は原則として道路敷外に設けること。</p> <p>ホ) 階段には広告・装飾等を添加してはならない。</p> <p>⑤ 法面に車の進入路を設ける場合には、勾配、工法等道路管理者の指示する方法とする。</p>

2 通路その他の施設の許可にあたっては、次の掲げる各点について、審査し、指導するものとする。

(1)	通路その他の施設の占有は原則として認めがたいものであるので、やむを得ないものに限って認めるものとする。
(2)	占有許可に当っては、道路の拡幅、側溝の改修等道路工事の計画を事前に調査し、工事の支障とならないよう配慮すること、また、道路に与える影響等考慮し、十分な補強を指導する。
(3)	通路その他の施設の上には、車の駐車は認めないこと。また、たとえ臨時的ではあっても、店舗、商品置場等に使用することを認めない。
(4)	許可基準という道路管理者の指示する方法については、許可できる物件について現場の状況に合わせて指示する。

3 建築工事等に伴う車両乗入のための歩道養生鉄板の占有については、「建築工事等に伴う車両乗入れのための歩道養生鉄板の取扱いについて」（昭和 62 年 1 月 7 日、土道管第 1004 号）の設置基準による。

(道路の上空に設ける通路等)

第 20 条 道路の上空に設ける渡り廊下、公共用歩廊等の通路その他これらに類する工作物（以下「上空通路等」という。）の占有については、次に掲げるところによる。

(1)	上空通路等の占有については、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の同意の運用について（通知）」（平成 30 年 7 月 11 日消防予第 423 号）、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成 30 年 7 月 11 日警察庁丁規発第 84 号）及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成 30 年 7 月 11 日国住指第 1201 号、国住街第 80 号）の設置基準によること。
(2)	占有期間中は、占有区域内の維持修繕を占有者の負担で行うこと。
(3)	新設又は改築（軽易なものを除く。）を行う場合には、神戸市アーケード等連絡協議会の承認を得るものとする。

(地下式貯水槽)

第 21 条 地下式貯水槽の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	道路の敷地外に余地がない場合であること。
(2)	道路が交差し、接続し又は屈曲する場所の地下には設置してはならない。
(3)	他の地下埋設物に支障のないように設置しなければならない。
(4)	設置場所及び復旧については、建設事務所の指示に従うこと。
(5)	市街化区域においては、神戸市開発事業に関する技術基準（平成 29 年 7 月 3 日）及び神戸市開発事業における消防水利及び消防活動空地等の整備基準（平成 30 年 6 月 1 日）によらなければならない。

(露店等及び商店街の臨時的装飾物)

第 22 条 露店等の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	地方慣行の縁日、年の市等の出店で、原則として従前から許可を受け出店してきた露店を一時的に道路に設置し、管理する場合に限る。
(2)	前号の場合、出幅 1.5 メートル以下、1 個の長さは 2 メートル以下とする。

2 アーケード等に添架又は架空に設置する臨時的な装飾物及び広告物等(以下「装飾物等」という。)の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	商店街振興組合その他これに準ずる団体（以下「商店街振興組合等」という。）が、商店街振興のために時節に応じて設置するもの又は商店街全体のイベント等を PR するために設置及び管理するものに限る。
(2)	寄贈者名の表示については、0.05 平方メートルを超えない大きさで、1 個に限り行うことができる。
(3)	装飾物等は、垂れ幕、造花、旗、パネル等で一時的に設置するものであること。
(4)	占用期間は 30 日以内とする。ただし、商店街の慣行や地区の事情によりやむを得ないと認められる場合には、50 日以内とすることができる。
(5)	装飾物等に使用する材料は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料又は防火処理を施した材料とする。
(6)	設置方法については、次のとおりとする。 ① 最小地上高は、4.5 メートル以上とすること。神戸市アーケード等連絡協議会の承認を受けて設置されたアーケード内においては、2.5 メートル以上とすることができる ② 風等により飛ばされないよう万全の措置を講ずること。 ③ 相当の重量があると認められるものについては、アーケード本体及びアーケードの取付け方法に支障がないことを確認するため、建築士が作成した強度計算書を添付すること。
(7)	広告物については、神戸市屋外広告物条例第 5 条の規定に基づく許可を受けること。

3 オープンカフェ等、継続的、反復的に道路を活用して行う地域活動について、地方公共団体及び地方公共団体が支援するイベント実施団体、並びに道路管理者と協定した地域団体等が設置するものにあつては、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 17 日国道利第 28 号）及び「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」（平

成 17 年 3 月 31 日国土交通省道路局) による。

(広告看板類)

第 23 条 店舗、事務所及びその他道路区域外に設置された工作物（専ら広告物等を掲出するための工作物を含む。）に取り付ける突出看板その他これに類するものの占用，もしくは道路区域内に設置された電柱又は街路灯等への添加広告の占用については，次に掲げるところによる。

<p>(1)</p>	<p>建築物等から突出するものについては，次のとおりとする。</p> <p>① 建築物又は工作物から道路へ突出するものは，最大断面積 20 平方メートル以下とすること。ただし，地上からその下端までが 10 メートル以上の場合，30 平方メートルまでとすることができる。</p> <p>② 道路上へ突出する部分は，道路境界線から 1 メートル以下とすること。ただし，地上からその下端までが 10 メートル以上の場合，これを 1.5 メートルまでとすることができる。</p> <p>③ 突出する部分の最小地上高は，4.5 メートル以上とすること。ただし，歩道のある道路上において，広告物が突出する部分が車道の上にまで及ばない場合にあつては，2.5 メートル以上とすることができる。</p> <p>④ 神戸市アーケード等連絡協議会の承認を受けて設置されたアーケード内にあつては，突出する部分の最小地上高は，2.5 メートル以上とすることができる。</p> <p>⑤ 専ら広告物等を掲出するための工作物の突出については，自家用広告に限るものとし，できるだけ道路区域外に収まるようにすること。</p>
<p>(2)</p>	<p>建築物の壁面を利用するものについては，次のとおりとする。</p> <p>① 広告物の規格については，神戸市屋外広告物条例施行規則（平成 12 年 3 月規則第 144 号）に定める基準によるものとする。ただし，点滅するものの設置は認めない。</p> <p>② 道路上へ突出する部分は，道路境界線から 0.3 メートル以下とすること。</p> <p>③ 突出する部分の最小地上高は，4.5 メートル以上とすること。ただし，歩道のある道路上において，広告物が突出する部分が車道の上にまで及ばない場合にあつては，2.5 メートル以上とすることができる。</p> <p>④ 神戸市アーケード等連絡協議会の承認を受けて設置されたアーケード内にあつては，突出する部分の最小地上高は，2.5 メートル以上とすることができる。</p> <p>⑤ 広告物は，道路区域外の建築物の壁面に取り付け，道路の方向と平行にして広告物を表示したものであること。</p>
<p>(3)</p>	<p>電柱に取り付けるものについては，次のとおりとする。</p> <p>① 直接塗り書きするもの又は巻き付けるものは，縦 1.5 メートル以下とし，地上 1.8 メートル以上の位置に取り付け又は表示すること。</p> <p>② 道路上へ突出する部分は，縦 1.2 メートル以下，横 0.45 メートル以下とし，電柱との取付け部分の間隔は，0.15 メートル以下とすること。</p> <p>③ 突出する部分の最小地上高は，4.5 メートル以上とすること。ただし，広告物の道路上に突出する部分が道路の側溝の上にしか及ばない場合，及び歩道のある道路上において，広告物が突出する部分が車道の上にまで及ばない場合にあつては，2.5 メートル以</p>

	<p>上とすることができる。</p> <p>④ 電柱1本につき突出するもの1個及び塗り書き又は巻き付けるもの1個とすること。</p> <p>⑤ 突出する部分は、歩道のある道路にあつては歩道側に、歩道のない道路にあつては、民有地側とすること。</p>
(4)	<p>街路灯に添加するもの（あんどん式のものを含む）については、次のとおりとする。</p> <p>① 直接塗り書きするものは、縦0.4メートル以下とし、地上1.5メートル以上の位置に取り付け又は表示すること。</p> <p>② 道路上へ突出する部分は、縦0.8メートル以下、横0.4メートル以下とし、街路灯との取付け部分の間隔は、0.15メートル以下とすること。</p> <p>③ 突出する部分の最小地上高は、4.5メートル以上とすること。ただし、広告物の道路上に突出する部分が道路の側溝の上にはか及ばない場合、及び歩道のある道路上において、広告物が突出する部分が車道の上にはまで及ばない場合にあつては、2.5メートル以上とすることができる。</p> <p>④ 街路灯等1基につき突出するもの1個及び塗り書き又は巻き付けるもの1個とすること。ただし、地名、町名、商店街名のみを表示したものは、この限りではない。</p>
(5)	<p>その他通則的基準は、次のとおりとする。</p> <p>① 建物その他既設広告物等、周囲の景観と調和するやうなものであること</p> <p>② 景勝地においては、自然の美観を損せず、周囲の景観に適した意匠と色彩を用いること。</p> <p>③ 色彩は、濃厚醜悪なものを避けるため、地色は原則として赤、黄及び黒の原色を使用しないこと。</p> <p>④ 反射材料もしくは蛍光塗料を使用しないこと。</p> <p>⑤ 夜間を対象としたものであつても、昼間の美観を損なわないものであること。</p> <p>⑥ 広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。</p>

(横断幕)

第24条 歩道橋等への横断幕の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>国、地方公共団体又は他の道路管理者が下記の内容を表示するため、設置及び管理するものに限り、占有者は表示内容及び設置及び管理に関する責任を全て負うこととする。</p> <p>① 交通規制等、道路及び交通に関する情報。</p> <p>② 国又は地方公共団体が行う事業で特に周知を図る必要のある行政情報（選挙等）。ただし、単なる行事案内や事業のPRで一般的に広告（物）とみなされるものは除く。</p>
(2)	<p>横断幕の設置場所は、道路管理者（神戸市）が管理する横断歩道橋、又は車道橋の主桁又は高欄部分とする。（国道〔指定区間〕を除く。）</p>
(3)	<p>横断幕の規格等については、次のとおりとする。</p> <p>① 大きさは、1枚につき、概ね縦1メートル、横10メートル以内とする。</p> <p>② 1か所の横断歩道橋につき設置できる横断幕は、原則、片側1枚とする。</p> <p>③ 最小地上高は5メートル以上とすること。</p> <p>④ 風雨等により落下しないやうに堅固に取り付けるものであること。また、常時管理、</p>

	監視できる体制にし、不備又は瑕疵があれば速やかに修復すること。
(4)	横断幕には、管理者名を表示しなければならない。
(5)	許可期間は1か月以内とする。ただし、合理的な理由がある場合は、更新を妨げないものとする。
(6)	申請手続きについては、次のとおりとする。 ① 申請者は、申請書を提出する前に、設置場所、設置方法等について、所管する建設事務所に、並びに意匠、色彩等について、景観政策を所管する部署に事前協議を行うこと。ただし、他の道路管理者及び交通管理者が申請者である場合は、従前の手続により、事前協議を省略できるものとする。 ② 道路占用許可申請書の他、次の書類を提出するものとする。ただし、他の道路管理者、交通管理者が行う場合は、ロ)ハ)を省略できるものとする。 イ) 位置図、設置図(取付け作業図を含む。)表示面模写図 ロ) 設置に関する趣旨説明書(申請者内部での設置に関する「決裁書」を添付) ハ) 管理、監視体制計画書 ③ 申請書提出先は、建設局道路部管理課とする。
(7)	許可にあたっては、道路、交通情報を優先するものとし、許可をした後においても、道路管理又は交通管理上の必要が生じたときは、撤去、再掲出等の道路管理者の指示に従うこと。

(バナー)

第25条 バナーの占用については、次に掲げるところによる。

(1)	国又は地方公共団体並びに道路管理者(神戸市)と協定を締結した地域団体が、下記の事業等を表示するため、設置及び管理するものに限る。 ① 国又は地方公共団体(外郭団体、実行委員会等は含まない以下同じ)が行う事業で特に周知を図る必要のある行政情報(選挙等)。 ② 国又は地方公共団体が主催又は共催するイベント。 ③ 道路管理者(神戸市)と協定を締結した地域団体が、継続的、反復的に道路を活用して実施するイベント。
(2)	設置場所は、道路管理者が設置する街灯に添架するものとする。
(3)	規格等は次のとおりとする。 ① バナーの大きさは、1個につき縦3メートル、横1メートル以内とする。 ② 1本の街灯について設置できるバナーは2個までとする。 ③ バナーの最小地上高は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道上にあつては、2.5メートル以上とする。 ④ バナーには、企業名等の広告物を表示してはならない。ただし、道路管理者が特にやむを得ないと認める極大規模のイベントについては、最小限度において、協賛企業名等を表示できるものとし、その表示面積は、バナーの面積の1/5以内とする。なお、この場合における企業名等の表示位置は、原則としてバナーの下部とする。 ⑤ 意匠及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機又は道路標識の効用を妨

	げないものとする。
(4)	許可期間は2か月以内とする。ただし、合理的な理由がある場合は、更新を妨げないものとする。

(バス停留所及びタクシー乗場標識)

第26条 バス停留所標識及びタクシー乗場標識の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	バス停留所標識はバス事業者が設置及び管理するものに限る。タクシー乗場標識はタクシー事業者の団体が設置及び管理するものに限る。
(2)	設置場所については、次のとおりとする。 ① 法敷、道路広場、橋詰広場及び駅前広場並びに停車帯が設けられている場所等、道路交通上直接支障とならない場所に設置すること。 ② ①によりがたい場所においては、歩道のある道路にあつては、歩道内の車道寄り（歩車道境界線から25センチメートルの場所）に設置すること。 ③ 歩道のない道路にあつては、原則として設置しないこと。ただし、バス停留所標識については、交通が輻輳する道路又は、幅員が著しく狭い道路でなく、かつ、見通しを害しない場所にあつては、この限りではない。 ④ 同一線上に電柱がある場合は、歩道上にあつては電柱と同一線上に、車道上にあつては電柱と同一線上又は私有地側に設置すること。 ⑤ 道路が交差し、接続し又は屈曲する地点並びに横断歩道から5メートル以内には設置しないこと。ただし、他に適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。
(3)	原則として、バス停留所標識及びタクシー乗場標識には、占用者名、時刻表及び案内図以外のものを添加又は塗装しないこと。

2 照明広告付きバス停留所標識については、前項に定めるほか、次に掲げるところによる。

(1)	バス事業者が設置及び管理するものに限る。
(2)	設置場所については、その都度、道路管理者、所轄警察署の協議により決定する。なお、道路管理者が必要と認める場合には、隣接の土地又は建物の所有者の同意書を提出させることができる。
(3)	規格等については、次のとおりとする。 ① 標識の型式、寸法は別図-16のとおりとする。ただし、道路管理者が特に認めた場合はこの限りではない。 ② 照明の照度は40ワット以上とし、街路照明をかねるものとする。 ③ 電源配線は、原則として地下配線とすること。
(4)	広告表示については、次のとおりとする。 ① 広告表示は、品位のあるものに限るものとする。 ② 広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。 ③ 標識下部の広告掲出部分以外、例えば、標識支柱系統図板、時刻表板等には広告の掲出は認めない。
(5)	道路管理者の行う指示並びに指導に従わない場合、又は許可条件に違反した場合は、占用

	許可を取り消すことがある。
--	---------------

3 照明広告付タクシー乗場標識については、第1項に定めるほか、次に掲げるところによる。

(1)	タクシー事業者の団体が設置及び管理するものに限る。
(2)	設置場所については、次のとおりとする。 ① 歩道のある道路にあつては、歩道上の車道寄りとする。ただし、歩道の幅員が3メートルに満たない場合には、道路管理者が特に必要と認めた場合を除き設置することができない。 ② 歩道のない道路にあつては、道路の法面上とする。 ③ 設置場所については、その都度、道路管理者、所轄警察署の協議により決定する。
(3)	規格等については、次のとおりとする。 ① 標識の規格は、別図-17を標準とする。 ② 照明部分の照度は40ルクス以上とし、街路照明を兼ねるものでなければならない。 ③ 電源からの配線は地下配線とする。ただし、道路管理者がやむを得ないと認めた場合にはこの限りでない。
(4)	標識の表示については、次のとおりとする。 ① 標識の両側には、町名を表示すること。 ② 広告の表示は、進行車両の非対向面のみとする。 ③ 広告の内容は、商標又はこれに準ずるものとし、1標識につき1つとする。
(5)	広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。
(6)	道路管理者は、占有者が許可の条件に違反した場合には、その者のためになした占有許可を取り消す。

(掲示板及び案内板)

第27条 掲示板等は官公庁の設置するもののほか、自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体が設置する場合で、他に余地がなく、公益上やむを得ない場合に限るものとし、設置については、次に掲げるところによる。

(1)	設置場所については、次のとおりとする。 ① 法敷、広場、植栽等の施設帯等道路交通上直接支障とならない場所に設置すること。 ② ①によりがたい場所においては、歩道のある道路の歩道内の車道寄り（歩車道境界線から25センチメートルの場所）に設置すること。 ③ 自治会等地縁団体又は商店街振興組合等非営利団体が設置する場合は、やむを得ない場合にかぎるものとし、できる限り道路境界線に近い位置に設置するものとする。 ④ 道路が交差し、接続し又は屈曲する地点並びに横断歩道から5メートル以内には設けないこと。
(2)	掲示板等の規格構造等については、次のとおりとする。 ① 掲示板等は、原則として縦横ともに2メートル以下であること。 ② 設置の方法が不十分で、容易に倒壊又ははく離等のおそれがあるものであってはならない。 ③ 掲示板等には、管理者名及び掲示事項以外の広告物等を添加又は塗装しないこと。た

	だし、官公庁が設置する案内板（公共サイン）で、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物についてはこの限りではない。
--	---

（クリーンステーション標識）

第28条 クリーンステーション（環境局が指定する家庭ごみ集積場所）の標識（以下本条中、「標識」という）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	神戸市環境局が設置及び管理するものに限る。
(2)	標識は、道路管理者と協議のうえ、設置することとし、交通の支障となる場所に設置してはならない。
(3)	標識の標準の形態は、別図-18のとおりとする。ただし、道路管理者が特に認めた場合はこの限りでない。
(4)	占用許可の申請は標識を所管する部署が行うものとし、設置場所のわかる位置図又は一覧表と数量の報告をしなければならない。
(5)	クリーンステーションの新設・廃止・変更があり、標識に変更がある場合は占用許可の変更申請をすること。

（消火栓標識）

第29条 消火栓標識の占用については、「消防水利の統一標識について」（昭和45年10月9日建設省道政発第31号）による他、次に掲げるところによる。

(1)	消火栓標識の申請及び管理は、消防局が行うものとする。
(2)	標識柱の設置場所等については、第4条（電柱等）の基準（第1号②、⑥及び第2号を除く）に準じるものとする。
(3)	消火栓標識の規格等については、次のとおりとする。 ① 消火栓標識の規格等は、別図-19を標準とする。 ② 標識の最小地上高は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。 ③ 標識板の突出し方向は、歩道のある道路にあつては歩道側に、歩道のない道路にあつては、民有地側とすること。

2 消火栓標識への広告物添加については、次に掲げるところによる。

(1)	神戸市長（消防局）と消火栓標識広告の設置に関し、契約を行った者が設置及び管理するものに限る。
(2)	広告物の規格等については、次のとおりとする。 ① 広告物の設置数量は、消火栓標識1本につき1個とする。 ② 広告物の大きさは、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下とする。 ③ 広告物の取り付け位置は、標識板の下部とし、突出し方向は標識板と同一とする。 ④ 広告物の最小地上高は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。 ⑤ 広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。
(3)	消火栓標識及び消火栓標識への添加広告物については、道路交通の安全を阻害し、また、

	都市景観を損なうことのないよう、占有者において十分な維持管理を行うこと。
--	--------------------------------------

(駐車場案内標識)

第30条 駐車場案内標識の設置に付いては、次に掲げるところによる。

(1)	許可対象駐車場は、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が1,000平方メートル以上の駐車場とする。
(2)	標識の設置場所については、次のとおりとする。 ① 駐車場の入口直近から手前100メートル程度までの道路で、交通に支障のない場所。 ② 設置場所は、原則として植栽帯等の施設帯とする。ただし、施設帯がないなどやむを得ない場合は、歩道のある道路に限り、歩道の車道寄り（歩車道境界から25センチメートルの場所）で、原則として有効残幅員2メートル以上確保できる場所とする。 ③ 交差点付近には、設置しないものとする。 ④ 景観法に基づく「景観計画区域」及び神戸市都市景観条例に基づく「都市景観形成地域」については、設置しないものとする。
(3)	規格等については、次のとおりとする。 ① 標識の規格等は、別図-20を標準とし、駐車場名以外に料金等の広告を表示しないこと。 ② 設置方法は、原則として独立柱によるものとする。 ③ 設置できる個数は、1駐車場につき1か所とする。
(4)	駐車場の集中する地域においては、共架を指導し、集約化に努めるなど、設置方法に配慮するものとする。
(5)	都市計画に定められた路外駐車場については、この基準に関わらず案内標識の設置を認めることができるものとする。

(スポンサー花壇のサインボード)

第31条 スポンサー花壇のサインボードの占用については、次に掲げるところによる。

(1)	神戸市建設局が設置するスポンサー花壇において、神戸市建設局が協賛企業等の社会貢献を表示するために設置及び管理するものに限る。
(2)	スポンサー花壇の選定にあたって、スポンサー花壇を所管する部署は事前に道路管理者に協議するものとする。
(3)	サインボードの設置は、1花壇内に原則として1箇所とする。
(4)	表示内容は、スポンサー花壇制度で定める基準によるものとする。
(5)	サインボードの大きさは、整備する花壇と調和のとれた大きさとする。

(道路植栽の電飾)

第32条 道路植栽への電飾については、次に掲げるところによる。

(1)	自治会等地縁団体、商店街振興組合等非営利団体又はこれらに準ずる団体が、地域の活性化に資するために設置及び管理するものに限る。
(2)	設備、仕様等については、次のとおりとする。

	<p>① 発光材は、白熱球（2Wワット以下）、光ファイバー又は発光ダイオードとし、線材は、軽い材質のもので昼間でも目立たない色のものを使用すること。ただし、道路交通上支障となる、点滅するものは認めない。</p> <p>② 発光設備、電源設備等については、樹木に取り付けないこと。ただし、やむを得ない場合には、樹木の下部の地上部に取り付けることができる。</p> <p>③ 電気ケーブルを地中化する場合には、別途、第4条の地下埋設電線の占用許可を受けること。なお、短期間のもの又は道路掘削をすることが好ましくないと認められる場合及び建物から樹木への引込みについては、架空線でも可とする。ただし、この場合において、架空線での配線については、次の基準によることとする。</p> <p>イ) 架空線を道路横断させない。</p> <p>ロ) 周囲の景観に十分配慮すること。</p> <p>ハ) 樹木から樹木への配線は、地上部の通行に支障のないところとすること。</p> <p>ニ) たるみ、ゆれ等の防止、ケーブル保持のため街路灯への添架配線は可とする。</p>
(3)	樹木1本あたりの数量は、樹木を損傷しない程度とする。
(4)	<p>設置方法については、次のとおりとする。</p> <p>① 樹木への釘付けは認めない。</p> <p>② 設置に際しては、樹木その他道路附属物に損害を与えないよう十分注意すること。</p> <p>③ 昼間時においても見苦しくない方法で設置すること。</p> <p>④ 占用期間は、最長1年とし、占用期間満了時には、速やかに撤去すること。</p> <p>⑤ 樹木の剪定作業等に支障のある時には、直ちに撤去すること。</p> <p>⑥ 樹木の萌芽時期（概ね2月～5月）の作業は避けること。</p>
(5)	申請は、設置の1か月前とし、審査期間を十分に設ける。

(アーチ)

第33条 アーチの占用については、次に掲げるところによる。

(1)	商店街振興組合等が、設置及び管理するものに限る。
(2)	<p>設置場所については、次のとおりとする。</p> <p>① 地元商店街が連名で要望している商業地域内であること。ただし、主要幹線道路及び交通頻繁な道路に設けないこと。</p> <p>② アーチの設置により、交通の円滑な通行を阻害する場所でないこと。</p> <p>③ 道路が交差し、又は接続する地点から5メートル以内には設置しないこと。</p> <p>④ 信号機、道路標識から10メートル以内には設置しないこと。</p> <p>⑤ 支柱を道路に建植する場合は、歩道のある道路にあつては、歩道内の車道寄り又は路端寄り縁石に接着させ、歩道のない道路にあつては、路端寄り縁石に接して設置すること。</p>
(3)	<p>構造については、次のとおりとする。</p> <p>① 構造物は、不燃性のもので製作するか又はその表面を鉄石その他不燃材料をもって覆うこと。</p> <p>② 柱以外の構造物の最小地上高は5メートル以上とすること。ただし、歩道のみを跨橋</p>

	する場合は、地上から3メートル以上とすることができる。
(4)	<p>アーチに添加する広告物については、次のとおりとする。</p> <p>① 添加広告面積は、アーチの意匠輪郭の1/3以下の面積とすること。ただし、添加広告面積は、商店街名表示面積を超えてはならない。</p> <p>② 広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。</p>

(工事用板囲い、足場等)

第34条 工事用板囲い、材料置場、足場又は道路の上空に設ける仮設事務所等の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>工事用板囲い、材料置場、足場のための占用については、次のとおりとする。</p> <p>① 道路の敷地以外に余地がないため、やむを得ない場合に限る。</p> <p>② 歩道のある道路にあつては、原則として歩道上の私有地側1メートル以内、歩道のない道路にあつては、私有地側1メートル以内に設けること。</p> <p>③ 幅員が4メートル以下の道路にあつては、原則として私有地側0.5メートル以内に設けること。</p> <p>④ 道路の街角に設ける場合は、隅切りをすること。</p> <p>⑤ 6階以上の建築物の工事用板囲い又は足場を道路上に設ける場合は、路面から4.5メートル以上に危険防止柵を設けること。ただし、幌布でおおうか又はこれと同等以上の効力を有する防護方法を行う場合はこの限りでない。</p> <p>⑥ 工事用板囲い、材料置場又は足場には、管理者名及び法令等に基づく掲示事項以外の広告物を添加又は塗装しないこと。ただし、自家用広告物については、次項による。</p>
(2)	<p>道路の上空に設ける仮設事務所等(オーバブリッジ)の占用については、次のとおりとする。</p> <p>① 道路の敷地以外に余地がないため、やむを得ない場合に限り、法敷又は歩道のある道路に設けること。</p> <p>② 歩道のある道路にあつては、原則として歩道上の私有地側1メートル以内に設けること。</p> <p>③ 幅員が4メートル以下の道路にあつては、原則として私有地側0.5メートル以内に設けること。</p> <p>④ 道路の街角に設ける場合は、隅切りをすること。</p> <p>⑤ 道路の上空に設ける仮設事務所等には、管理者名及び法令等に基づく掲示事項以外の広告物を添加又は塗装しないこと。</p> <p>⑥ 歩道の上空に設ける場合は、人の通行を確保するため、路面から2.5メートル以上の空間を保つこと。</p>
(3)	<p>公共、公益事業のための箱番、詰所、材料置場等については、第1号及び第2号によるものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、道路交通上直接支障とならない範囲において、第1号②又は③で規定している範囲を超えて、設けることができるものとする(工事現場付近の交通上支障がないと認められるときは、車道に設けることができるものとする。)</p>

2 工事用板囲いへの広告表示については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>表示できる内容については、次のとおりとする。</p> <p>① 当該建築物に係る自家用広告（屋号、商標又は事業もしくは営業の内容（以下に例示）を表示するもの）に限るものとし、第三者の広告掲出は認めない。</p> <p>（例示）・建物の完成図、入居施設や店舗に関する広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者、テナントの募集 ・当該企業のイメージ広告 等 <p>② 広告物は、周囲の景観と調和し、公序良俗に反しないものであること。（「建設局広告掲出等の取扱指針」を参照）</p>
(2)	<p>表示方法は次のとおりとする。</p> <p>① 原則として、塗り書き又はシール張りによるものとし、表示版を設置する場合は5センチメートル程度以下の厚みで、通行者に支障を及ぼさないよう安全性に配慮すること。</p> <p>② 広告に照明設備等は設置しないものとする。</p> <p>③ 広告の設置は、建築工事用板囲いに限り許可するものとし、足場や材料置場等については、広告掲出は認めない。</p>
(3)	<p>広告物については、神戸市屋外広告物条例第5条の規定に基づく許可を受けること。</p>
(4)	<p>表示物件で、一次占用物件（板囲いの許可）に含まれるものは、次のとおりとする。</p> <p>① 法令により義務付けられた表示物件、又は工事監理上必要な表示物件。</p> <p>② 景観に配慮するため、板囲いに絵画・写真等を塗り書き又はシール張りで表示し、商業的目的を伴わないもの。</p>

3 アースアンカー等の施行は、他に方法がないときであつて、道路構造及び道路交通に著しい支障がないものに限り設置を認めることができる。この場合、当該施行者は、道路管理者に対しアースアンカーの施工計画書を提出しなければならない。

（仮設店舗その他の仮設建設物）

第35条 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第6号に規定する仮設店舗その他仮設建設物及び同条第7号に規定する施設（以下「仮設店舗等」という。）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくする構造とすること。</p>
(2)	<p>仮設店舗等を設けることができる道路の幅員は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>① 道路の一侧に設ける場合においては、12メートル以上。</p> <p>② 道路の両側に設ける場合においては、24メートル以上。</p>
(3)	<p>歩道上に設け、かつ、当該道路の一侧が通行することができるようにすること。ただし、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合においては、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときに限り、車道内の歩道寄りにわたって設けることができる。</p>

(4)	仮設店舗等を設けることによって通行することができなくなる路面の部分の幅員は、道路の一侧につき4メートル以下とすること。
(5)	道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。

(高架の道路の路面下及び道路予定区域等の占用)

第36条 高架の道路の路面下及び道路予定区域等の占用許可については、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」(平成21年1月26日国道利第18号)及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」(平成21年1月26日国道利第20号)において定めるところにより、道路管理者が決定する。

(自転車等駐車器具)

第37条 自転車等駐車器具の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>① 地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会等自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者が、次のいずれにも該当するものとして設置するものに限る。</p> <p>ア) 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。</p> <p>イ) 自転車等駐車器具は一般の用に供するものであること。</p>
(2)	自転車等駐車器具として、車輪止め装置、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等及び占用者が継続して使用していると認められる道路の部分の面積を一括して許可するものとする。
(3)	<p>占用の場所については、次のとおりとする。</p> <p>① 車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリー等を除く)であること。</p> <p>② 歩道に設置する場合には、歩道の有効残幅員を2メートル以上(自転車歩行者道にあつては3メートル以上、自転車歩行者専用道にあつては4メートル以上)確保できる場所とする。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5メートル以上(自転車歩行者道にあつては4メートル以上)確保できる場所。</p> <p>③ 原則として交差点等の地上に設けないこと。横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。</p> <p>④ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、視覚障害者の自転車等駐車器具への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔として60センチメートル以上確保できる場所。</p> <p>⑤ その他道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。</p> <p>⑥ 原動機付自転車等駐車器具を設置する場合は、上記のほか車道に近接する部分であること。</p>
(4)	<p>構造については、次のとおりとする。</p> <p>① 器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性のあるものとする。</p>

	<p>② 車輪止め装置は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること。</p> <p>③ 上屋、照明等を道路上空に設置する場合の最小地上高は、歩道上に設置する場合は2.5メートル以上、その他については4.5メートル以上とすること。</p> <p>④ 歩行空間と自転車等の駐車空間を、柵等を設けるなど明確に区分すること。</p> <p>⑤ 構造及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。</p> <p>⑥ 歩行者や自動車等と接触することがないように、安全上の措置を十分に行うこと。</p> <p>⑦ 原動機付自転車等駐車器具を設置する場合は、上記のほか原動機付自転車等が車道側から進入する構造とすること。</p>
(5)	<p>① 占用を許可するにあたっては、一般的な許可条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すことができるものとする。</p> <p>イ) 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。</p> <p>ロ) 器具の管理を適切に行うこと。</p> <p>ハ) 不特定多数の者の利用に供すること。</p> <p>ニ) 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。</p> <p>ホ) 駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。</p> <p>へ) その他道路管理者が必要と認める事項。</p> <p>② 自転車等駐車器具を設置するにあたり、管轄の警察署長ほか関係機関と十分な協議を行うこと。</p> <p>③ 沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成に努めること。</p>

(発電設備)

第38条 発電設備の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	<p>発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適切に管理することができるものと認められる者が、次に掲げる道路の維持管理等にかかる点検等を適確に行うことができる場合に限る。</p> <p>イ) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検</p> <p>ロ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検</p> <p>ハ) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理</p> <p>ニ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項</p>
(2)	<p>占用の場所については、次のとおりとする。</p> <p>① 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。</p> <p>発電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設置した場合道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。</p> <p>また、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著し</p>

	<p>い支障を及ぼすおそれのある場所でないこと。</p> <p>② 歩道に設置する場合には、歩道の有効残幅員を2メートル以上（自転車歩行者道にあっては3メートル以上、自転車歩行者専用道にあっては4メートル以上）確保できる場所とする。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5メートル以上（自転車歩行者道にあっては4メートル以上）確保できる場所。</p> <p>③ 道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保することとする。</p> <p>④ 原則として交差点等の地上に設けないこと。 横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。</p> <p>⑤ 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加は行わないこと。</p> <p>⑥ アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。</p> <p>⑦ 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。</p> <p>⑧ 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。 発電設備のうち、太陽光発電設備にあつては景観の悪化等のおそれがあり、風力発電設備にあつては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響等が想定されるため、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことを占用者により疎明すること。</p>
(3)	<p>構造については、次のとおりとする。</p> <p>① 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。</p> <p>② 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。</p> <p>③ 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。</p> <p>④ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。</p> <p>⑤ 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。 道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあつては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備であること。やむを得ず道路面を被覆する場合にあつては、道路管理者による点検を補うために占用者による点検を実施すること。また、道路面を被覆することにより法面の強化・保護のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化・保護措置を占用者が行うこと。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せずに通行面に流出する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水枿等の整備又は除</p>

	雪作業その他必要な措置を占有者が行うこと。
(4)	<p>占有を許可するにあたっては、一般的な許可条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付す。</p> <p>① 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。</p> <p>② 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。</p> <p>③ 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。</p> <p>④ 必要に応じ、当該占有区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。</p> <p>⑤ 占有者が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として付すものとする。</p> <p>イ) 占有者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。</p> <p>ロ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 点検等の範囲に関する事項 ii 点検等の対象に関する事項 iii 点検等の内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (一) 点検項目 (二) 点検時期 (三) 点検方法 (四) 清掃、除草等の時期 (五) 清掃、除草等の方法 iv 点検等の体制に関する事項 v 点検等の記録に関する事項 vi 点検等の結果の報告に関する事項 vii その他当該道路の管理上必要と認められる事項 <p>ハ) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>ニ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。</p>
(5)	<p>① 発電設備を既設の占有物件に添加する場合には、道路法第 41 条の規定による。</p> <p>② 発電設備と構造上一体となる占有物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占有物件を各々の許可とする。</p> <p>③ 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書を占有許可申請書に添付すること。</p> <p>④ 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占有を希望する場合には、関係する管理</p>

	者と十分な調整を図ること。
--	---------------

詳細については、「道路施行令の一部改正について」（平成 25 年 3 月 1 日国道利第 11 号）の記
1 (3) 別紙 1 による。

(病院施設案内標識)

第 39 条 民間の救急医療機関が設置する案内標識（道路法施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件の「標識」）の占用については、次に掲げるところによる。

(1)	「救急病院等を定める省令」第 1 条に基づき認定された二次救急病院及び三次救急病院に限り設置を認める。
(2)	設置数量については、原則 1 施設につき 1 基とする。やむをえない場合は 2 基を限度とする。
(3)	設置場所については、次のとおりとする。 ① 法敷等交通に支障を及ぼす恐れが少ない場所に設置すること。 ② 法敷がない場合、歩道内の車道寄りに設置し、歩道の有効幅員を 2.0 メートル以上確保すること。 ③ 植樹帯等がある場合は、植樹帯の中に設置すること。 ④ 信号機、道路標識の効用を妨げない位置に設置すること。
(4)	規格・構造等については、次のとおりとする。 ① 表示板の寸法は、縦 0.8 メートル以内、横 2.5 メートル以内とすること。 ② 表示内容は、施設名称、方向、距離のみとする。 ③ 色彩は、地については白、文字・記号・矢印及び縁線については青とする。 ④ 表示板には、原則として反射材料を用いるか又は照明装置を施すこと。 ⑤ 表示板の最下部と路面との距離は 5.0 メートル以上確保すること。 ⑥ 支柱に、占用者名・連絡先を表示すること。 ⑦ 構造は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を及ぼすおそれのないものとする。 ⑧ 上記に記載のない事項については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）」及び「道路標識設置基準・同解説」に準ずること。
(5)	神戸市屋外広告物条例第 5 条の規定に基づく許可を受けること。
(6)	管理等については、次のとおりとする。 ① 道路への落下や転倒を防止するために安全点検を 5 年に 1 回以上行い、更新時の許可申請書に点検結果（点検日、状況写真）を添付すること。 ② 点検により異常を認めた場合は速やかに補修すること（建築限界を侵している場合は特に速やかに補修すること） ③ 二次又は三次救急病院の認定が取り消された場合は、速やかに届け出て看板の撤去方法を協議し、道路を現状に回復すること。

別図 標準図を図－1 から 20 に示す。

別表 道路の地下埋設物件の頂部と路面との距離について

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

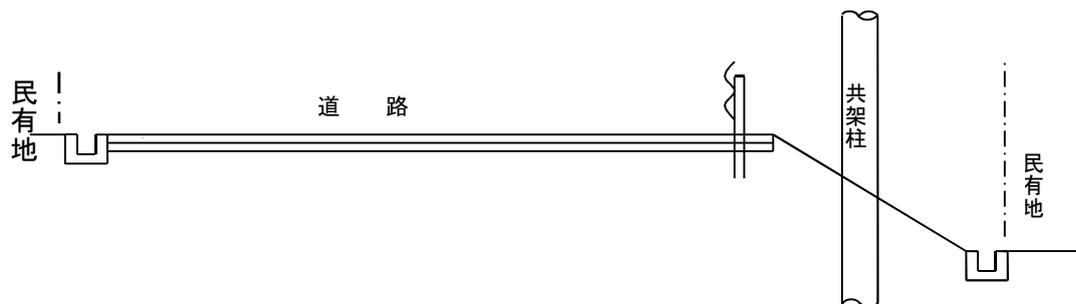
(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

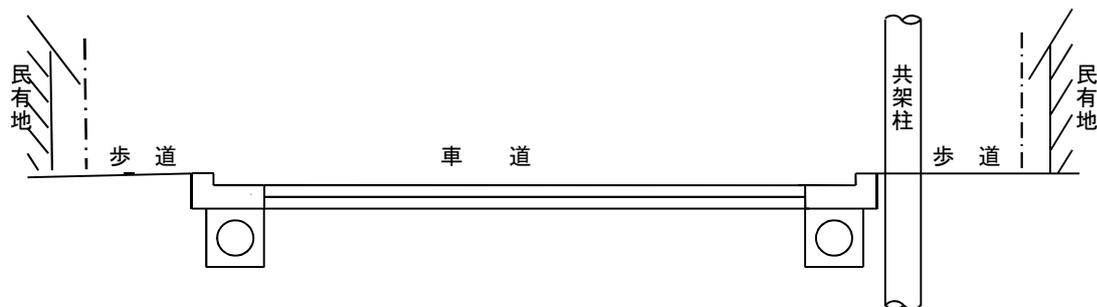
電柱

電柱は、法敷（法敷のない道路にあつては、路端寄り）に設けること。ただし、歩道と車道との区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けるものとし、これらの電柱については極力、共架柱とするものとする。

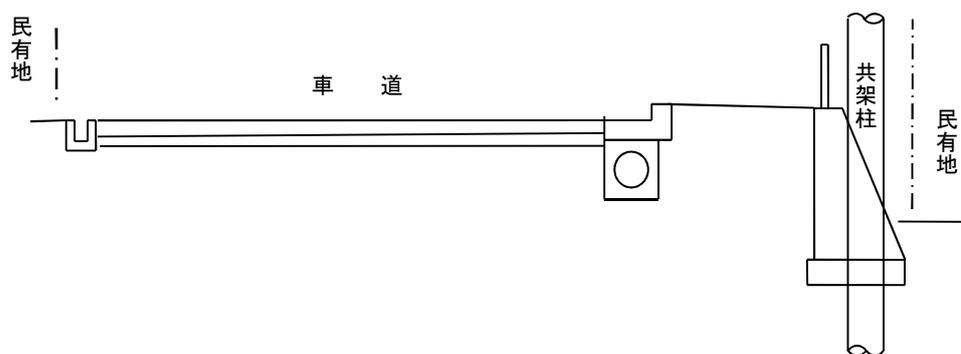
別図－１（法敷のある場合）



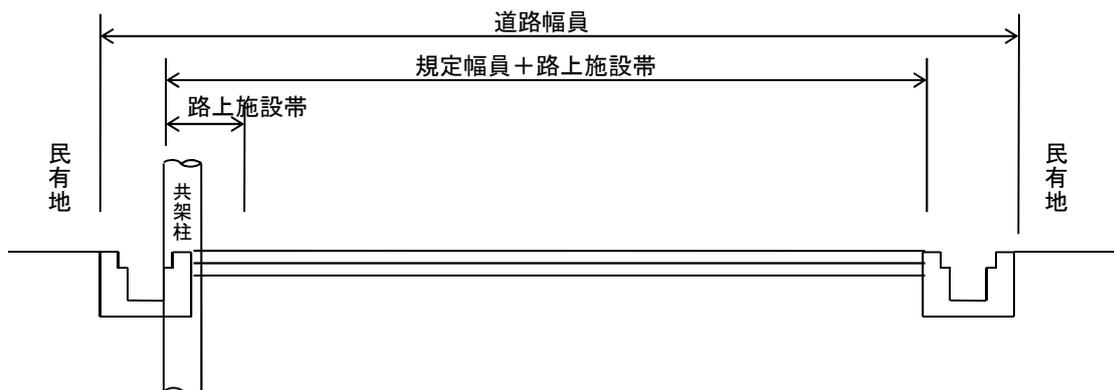
別図－２（歩道と車道の区別のある場合）



別図－３（法敷等のある歩道の場合）



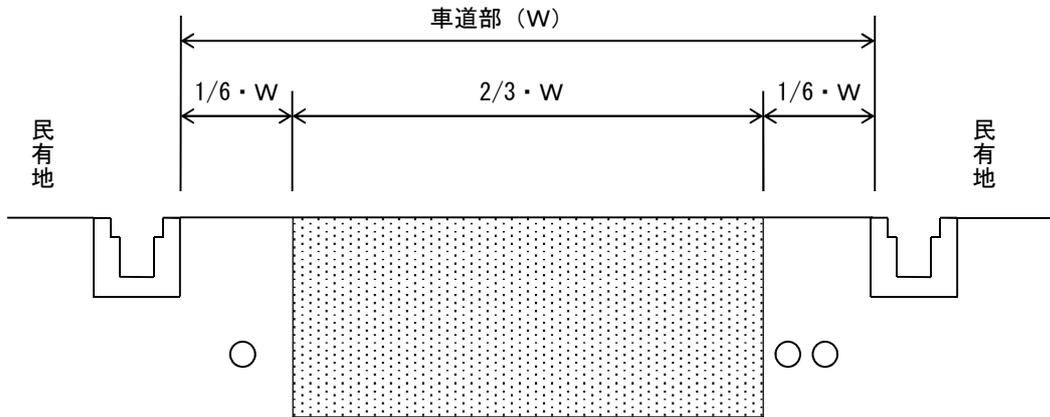
別図－４（施設帯のある区画街路の場合）



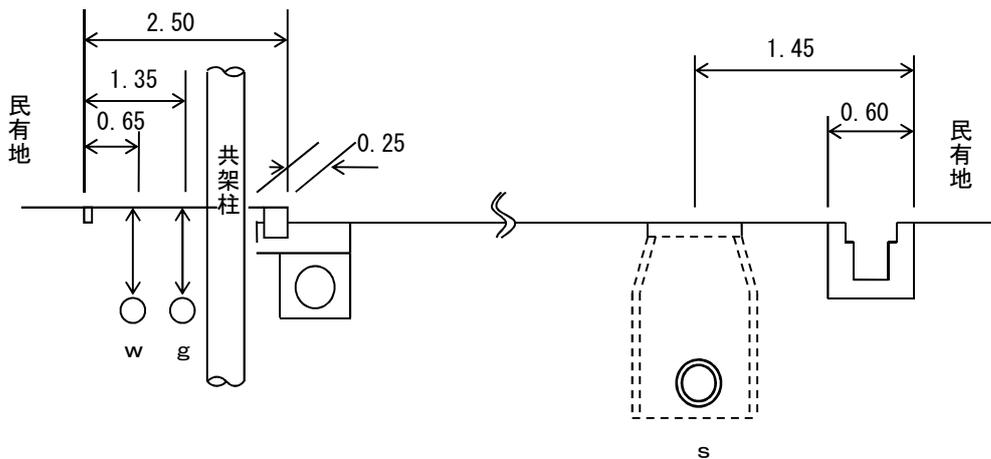
埋設管等

管等を埋設する場合は、車道（歩道と車道の区別のない道路にあっては、路面幅員の2/3に相当する路面の中央部）以外の部分に埋設すること。ただし、前記の場所に適当な場所が無く、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められたときはこの限りでない。

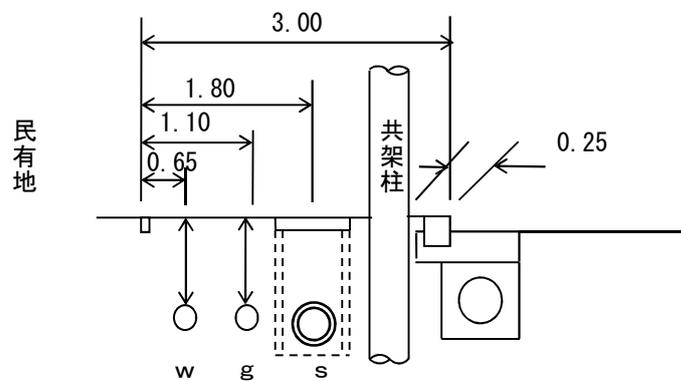
別図－5



別図－6（歩道幅員 2.50m）



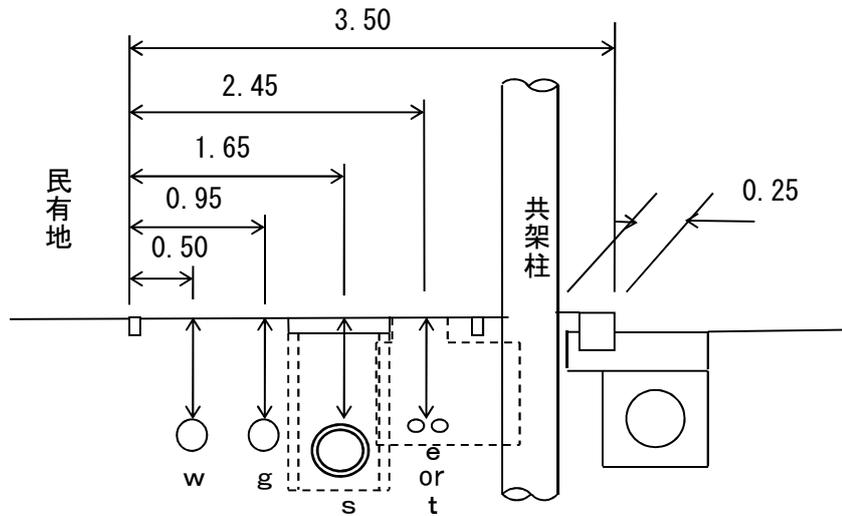
別図－7（歩道幅員 3.00m）



注：1）汚水人孔の内径は0.60mとする。

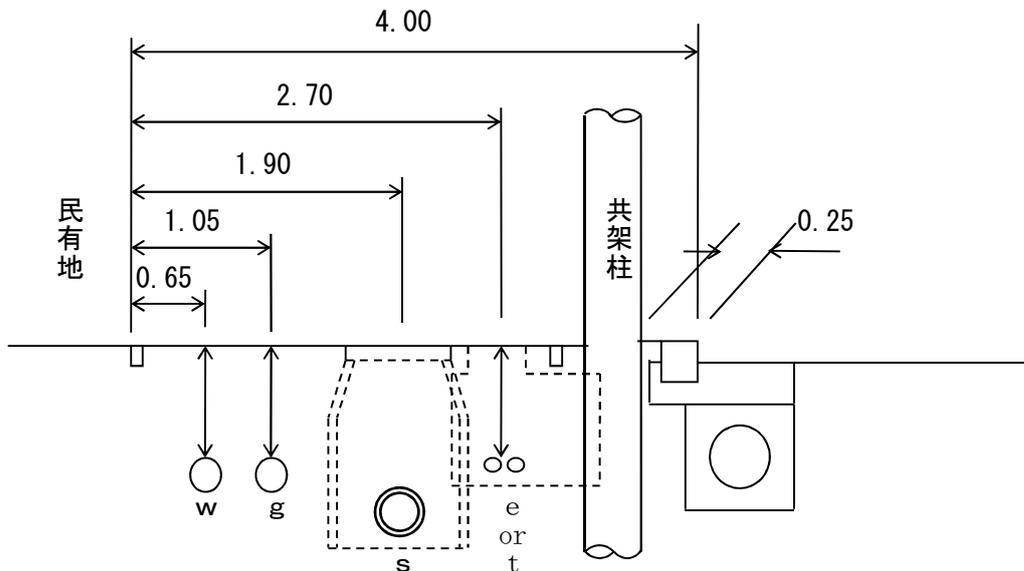
2）w. gの管路間の離隔は0.30mとなるようにする。

別図－8（歩道幅員 3.50m）



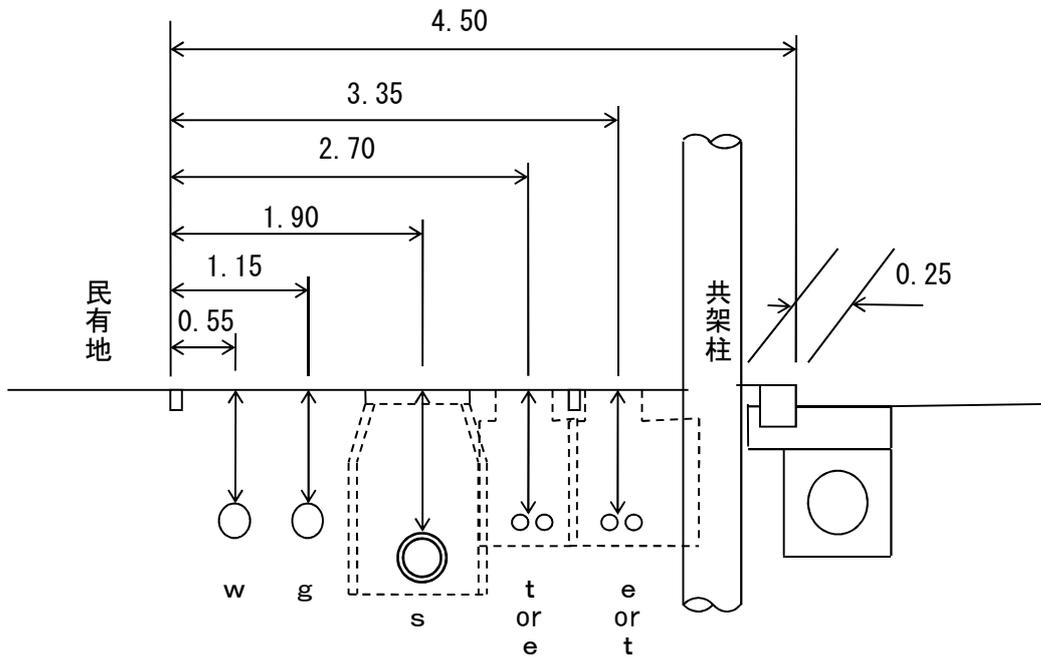
- 注：1) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。
 2) 汚水人孔の内径は 0.60m を標準とする。
 3) e 又は t の人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：図－14)

別図－9（歩道幅員 4.00m）



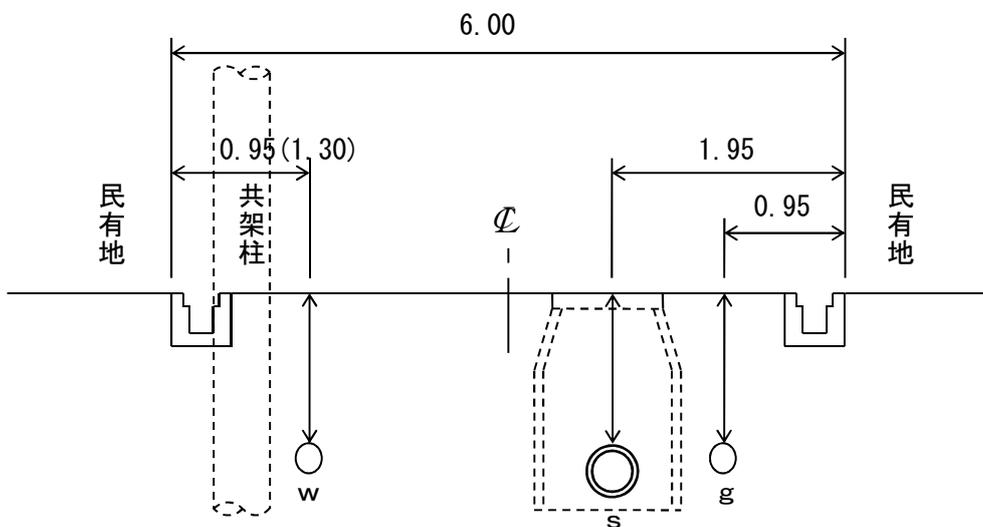
- 注：1) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。
 2) 1) により汚水人孔の内径を検討する。
 3) e 又は t の人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：図－14)

別図-10 (歩道幅員 4.50m)



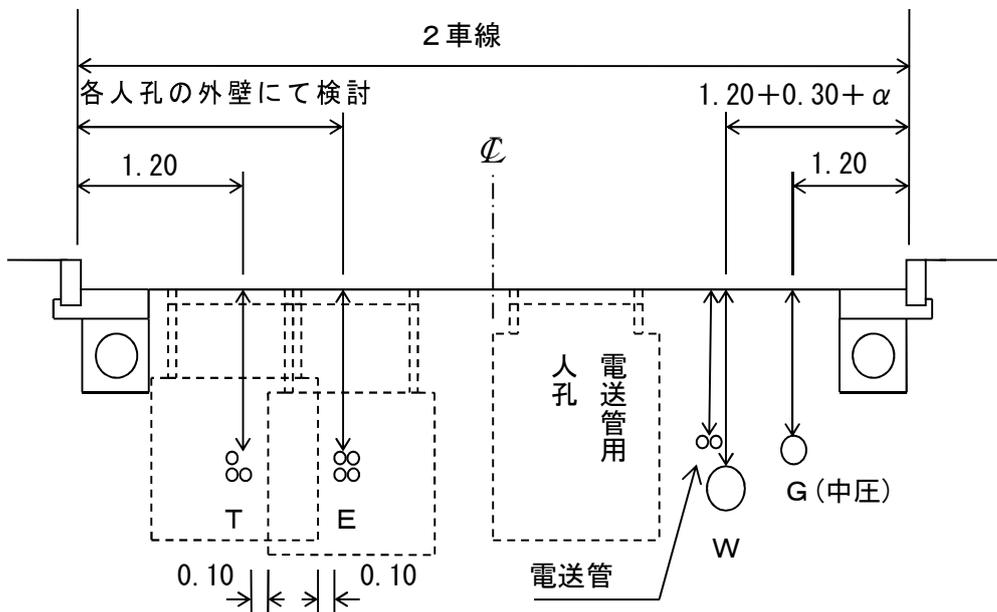
- 注：1) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。
 2) 1) により汚水人孔の内径を検討する。
 3) e 又は t の人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：図-14)

別図-11 (道路幅員 6.00m)



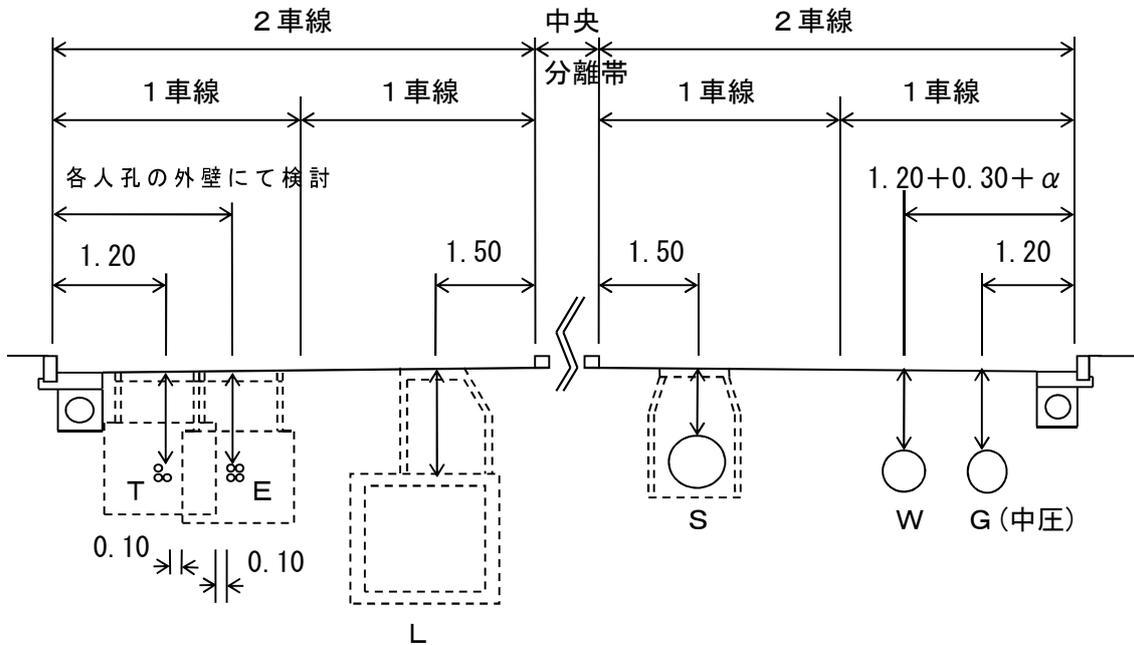
() 電柱を建柱する場合

別図-12 (両側に歩道がある道路 (2車線))



注：1) 供給管は歩道内占用 (図-6～10 参照)

別図-13 (両側に歩道がある道路 (4車線))



注：1) 供給管は歩道内占用 (図-6～10 参照)

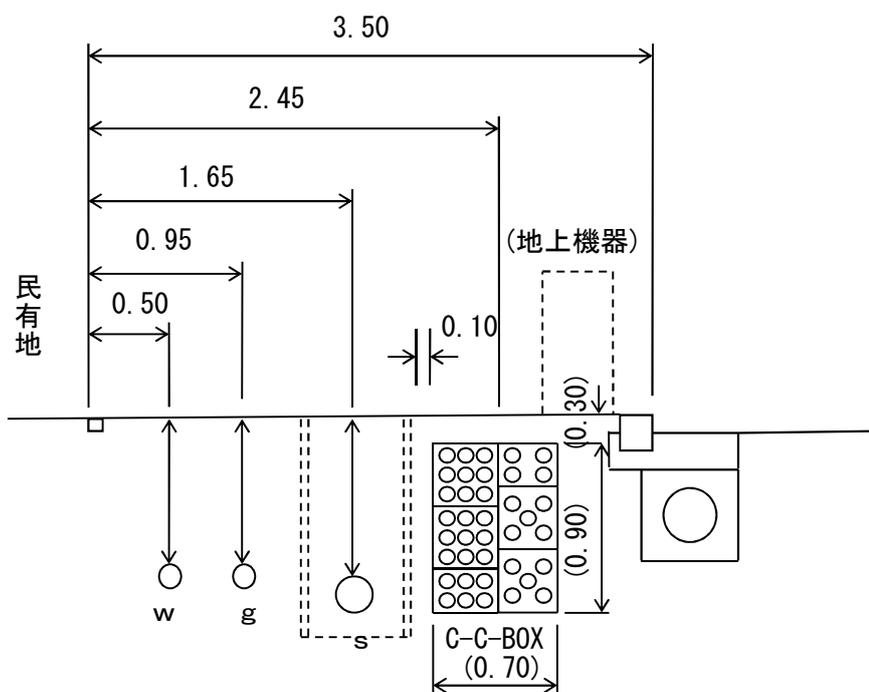
2) 水道送水管と水道電送管を同時占用する場合は、電送用人孔を考慮する。

(図-12 参照)

電線類地中化 参考図

電線類の地中化の手法は、①単純地中化方式（電線類管理者施工）、②自治体管路方式（自治体施工）、③キャブ方式（道路管理者施工）、④電線共同溝（C-C-BOX）方式（道路管理者施工）がある。

別図-14 電線共同溝（参考図）



- 注：1）地中化施設の寸法は、上記施工者（将来管理者）と協議する。
 2）w、gの管路間の離隔は0.30mとなるようにする。
 3）汚水人孔の内径は0.60mを標準とする。

占用物件の表示方法

表示記号	占用物件	表示記号	占用物件	表示色
W	上水道（送水）	w	上水道（配水）	青
S	下水道（汚水幹線）	s	下水道（汚水枝管）	茶
L	下水道（雨水幹線）	ℓ	下水道（雨水枝管）	黄
T	電話（主要管路）	t	電話（配管路）	橙
E	電力（送電）	e	電力（配電）	赤
G	ガス（高圧・中圧）	g	ガス（低圧）	緑
			その他（有線放送・CATV他）	桃

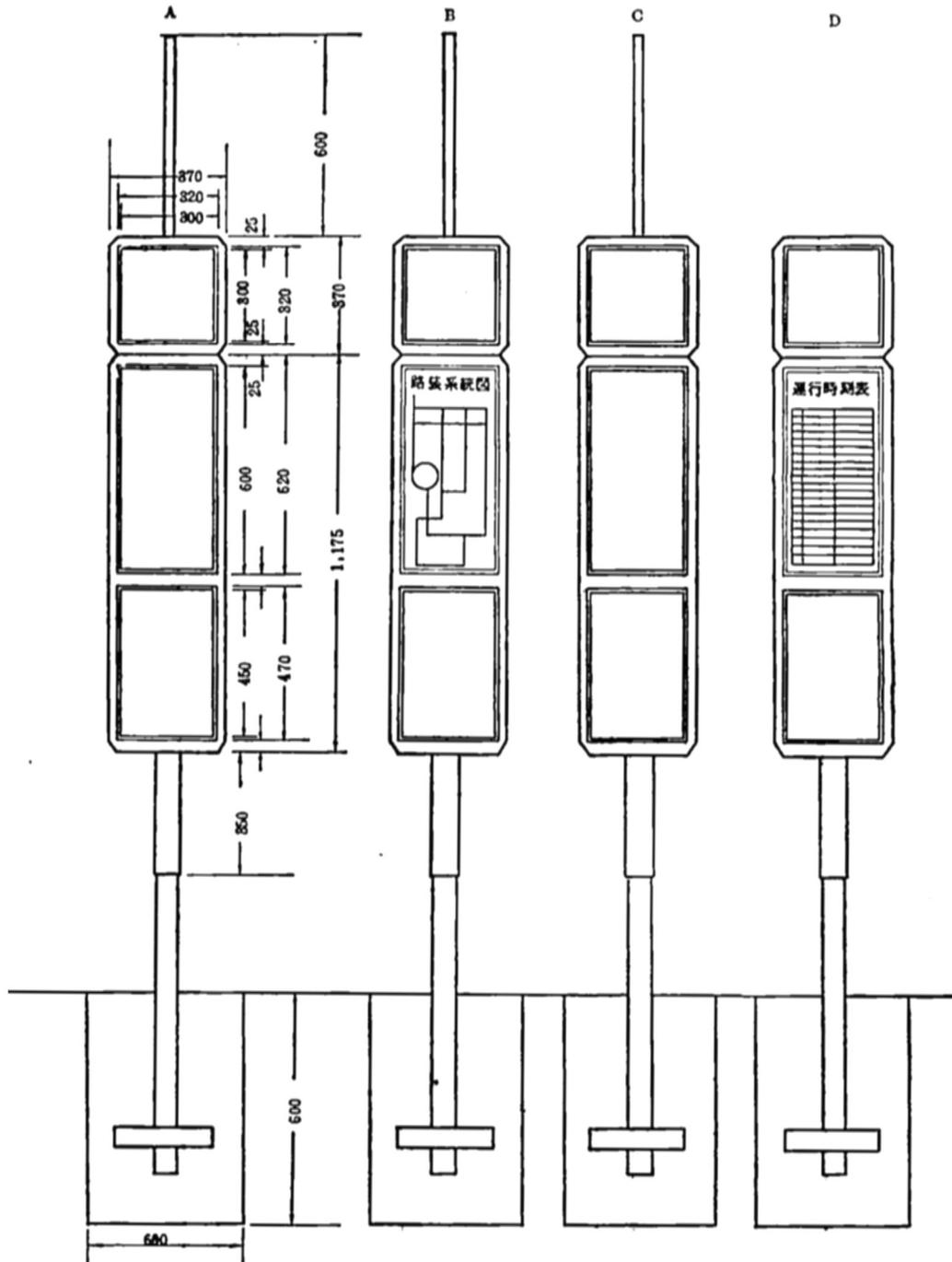
別図-15

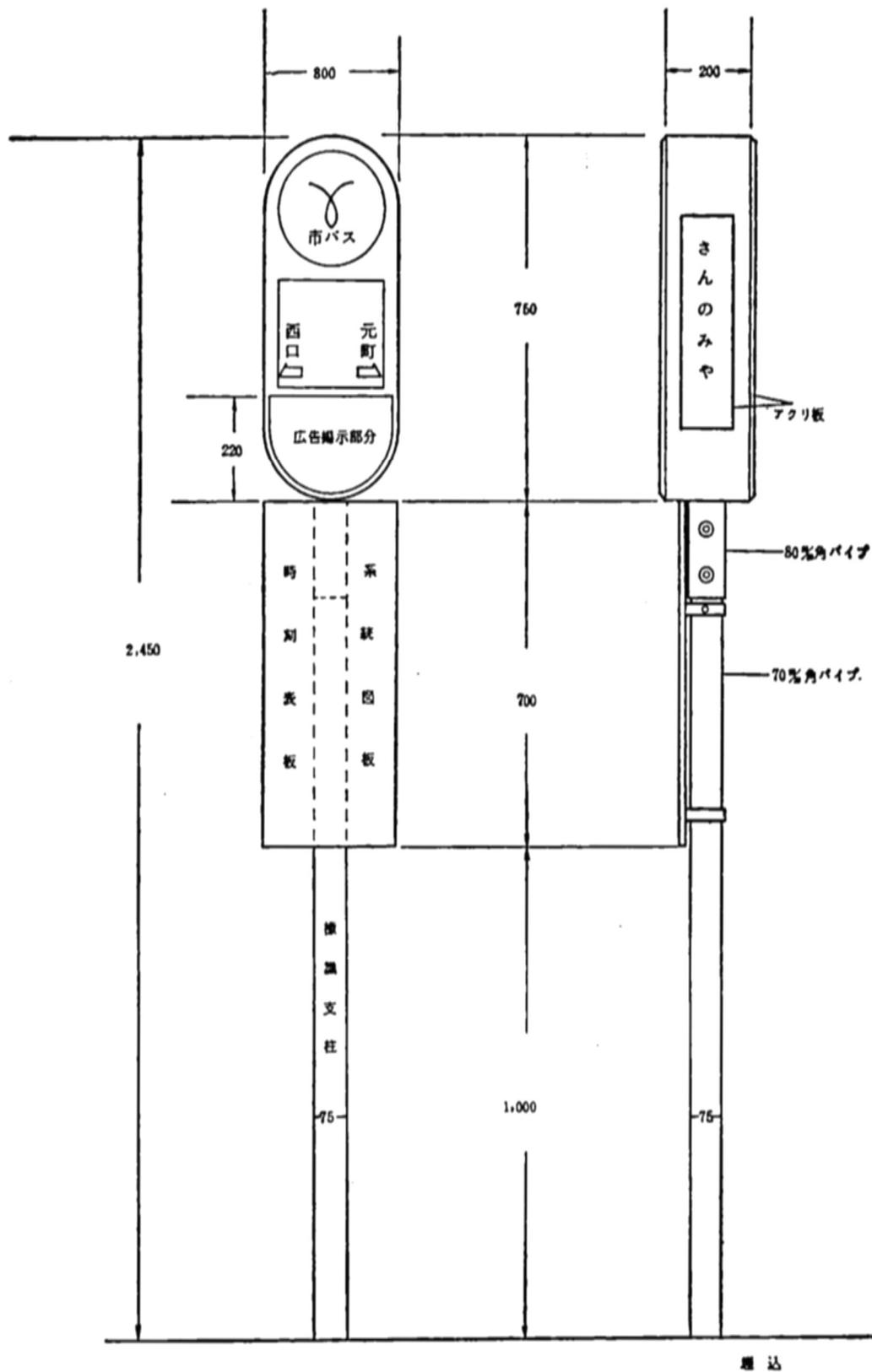
日よけ・雨よけ類標準図

<p>1 支柱を設けない場合</p>	
<p>(1) 歩道上に設置する場合 出幅:1.0m以下 最小地上高:2.5m以上</p>	<p>(2) 歩道のない道路に設置する場合 (支柱不可) 出幅:1.0m以下 最小地上高:4.5m以上</p>
<p>2 支柱を設ける場合 (歩道上に限る) 歩道残幅員:2.0m以上 (自歩道 3.0m以上) ※歩行者の交通量が多い場所:3.5m以上確保</p>	
<p>ア 植樹帯がある場合 植樹帯の中の歩道側根囲縁石に接して建柱</p>	<p>イ 植樹帯がない場合 歩車道境界から 0.25m離れた位置に建柱</p>

別図-16

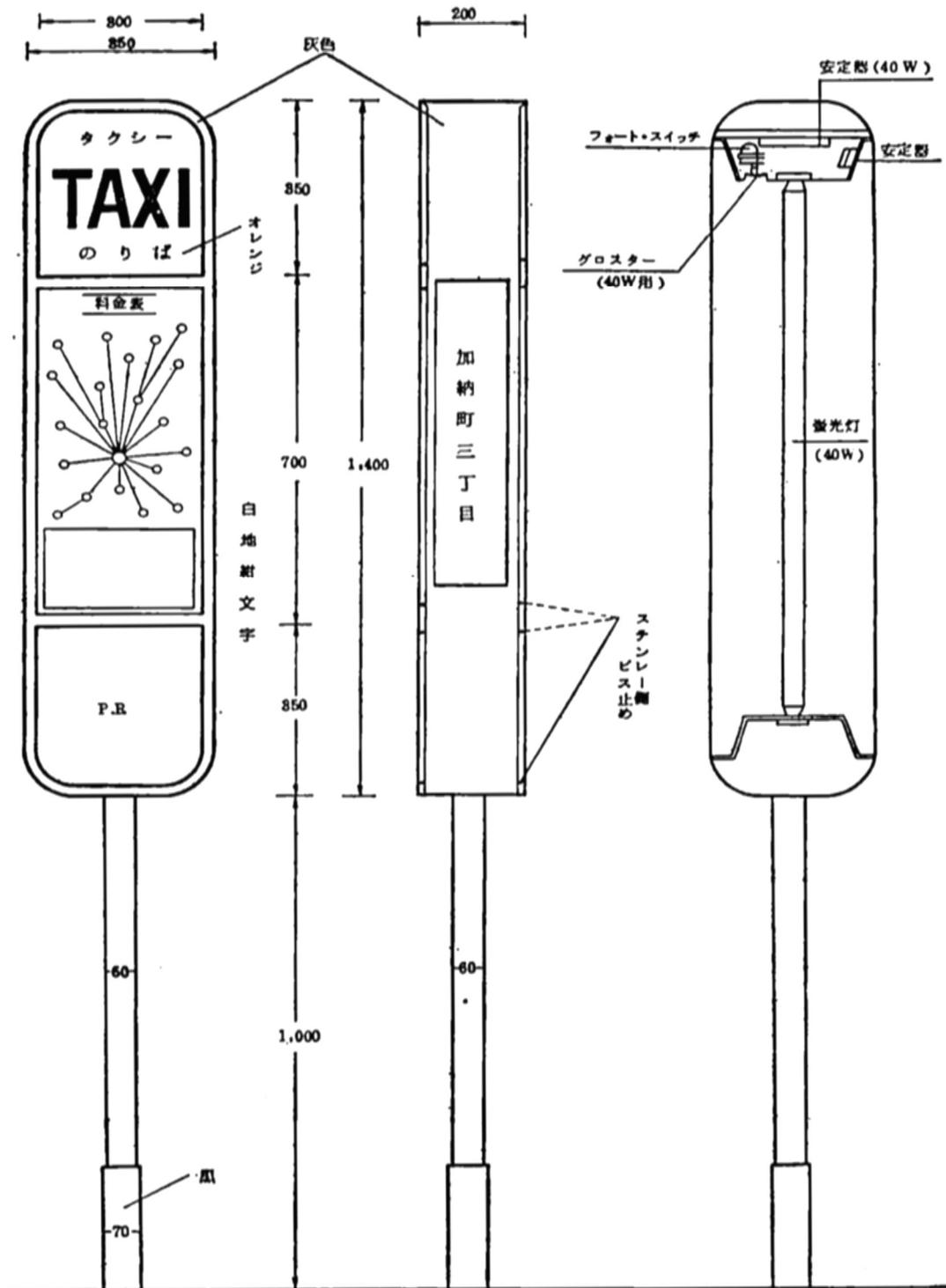
照明広告付きバス停留所標識





別図-17

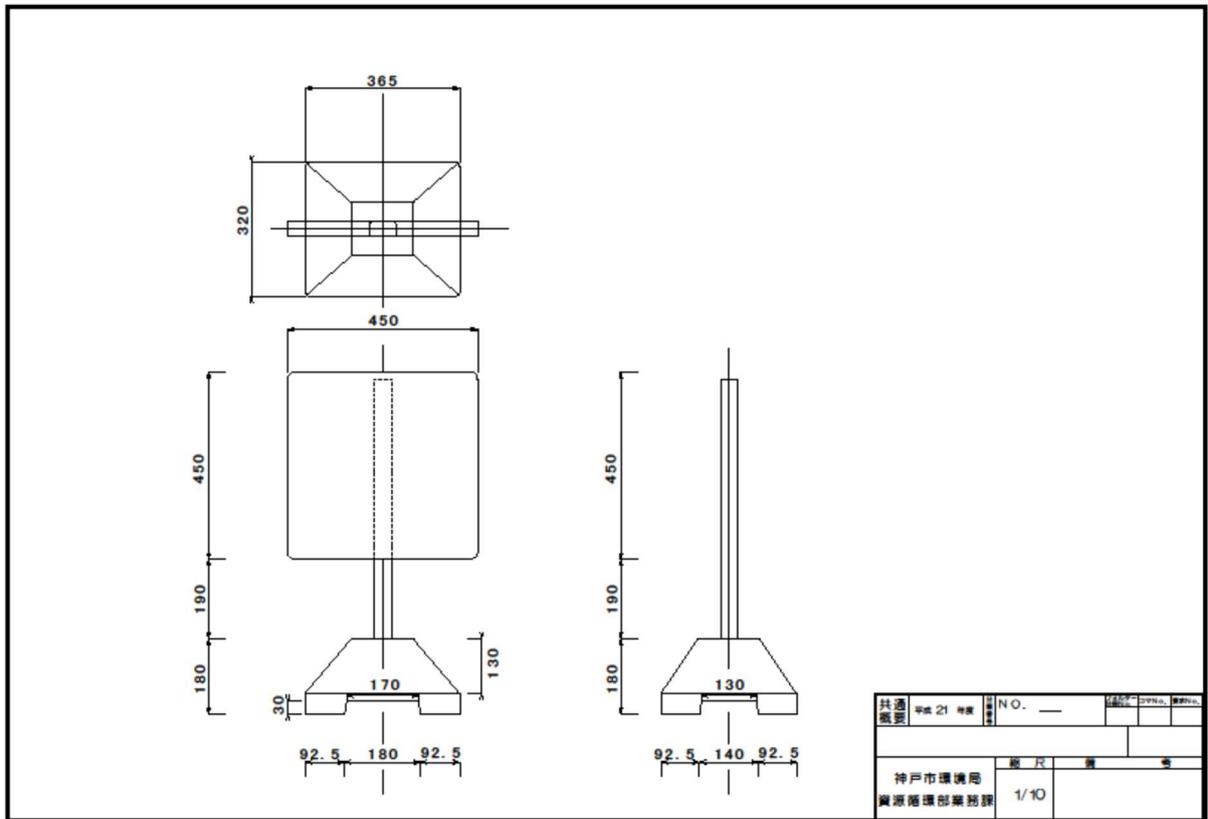
照明広告付きタクシー乗場標識標準図



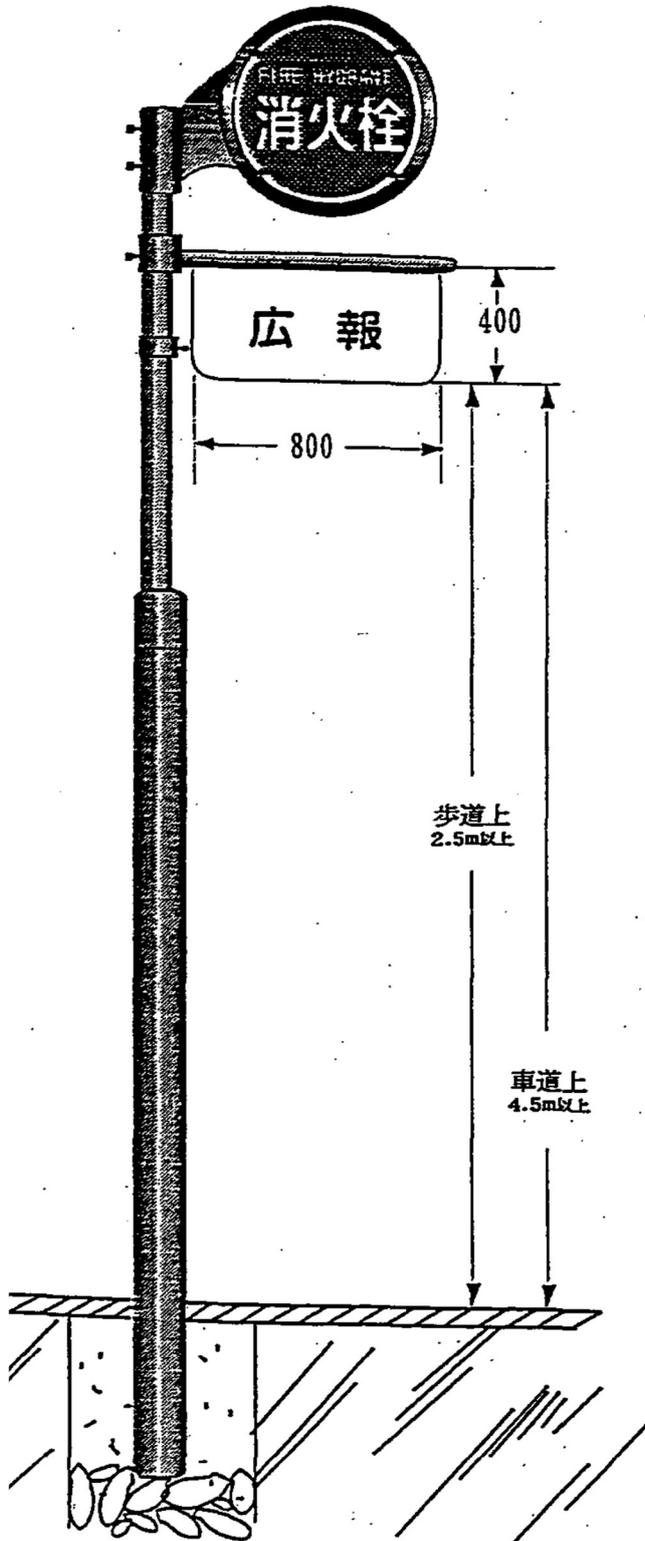
- 本体の枠の長さ 1,500mm の鋼板にメクミン焼付塗装をします。
- 表示板は塩化ビニールで印刷面は厚さ 2mm その上から厚さ 3mm の透明板で、二重にします。

別図-18

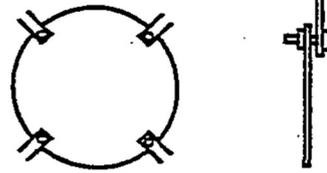
クリーンステーション標識標準様式



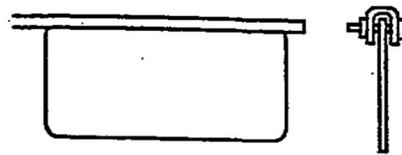
標識柱姿図



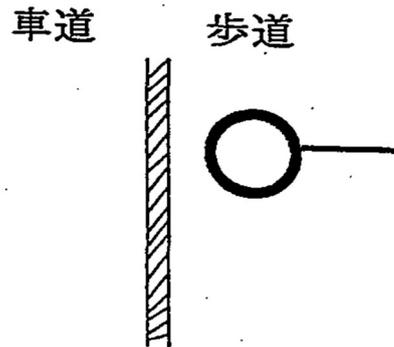
(標識板) 取付平断面図



(広告板) 取付平断面図

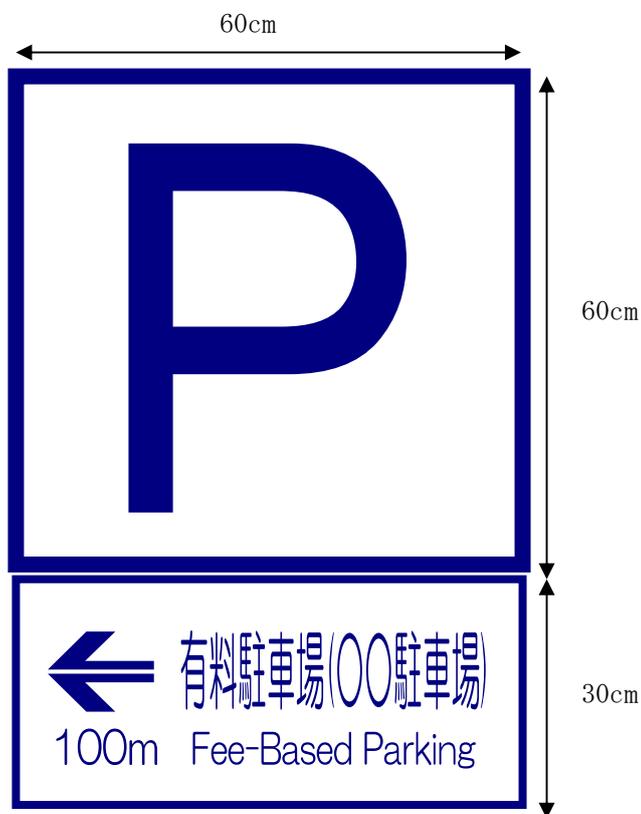


標識板取付方向図



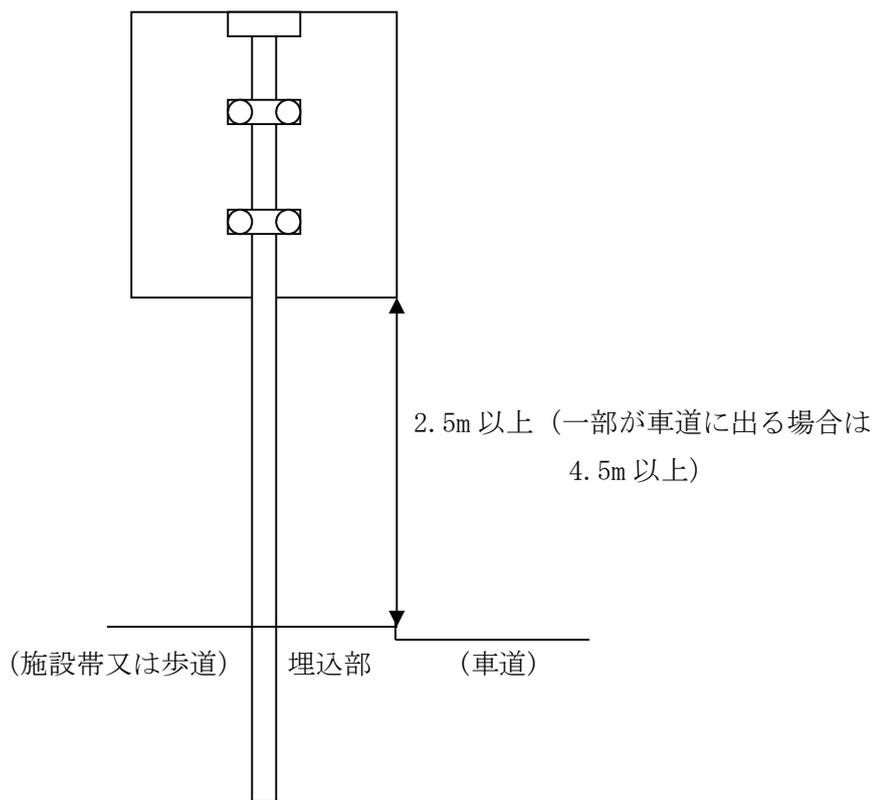
別図-20
駐車場案内標識

1. 様式, 規格



※ 用いる色は、地色は白、文字類の表示は青とする。
記載した文言は例示とする。

2. 設置方法



別表 道路の地下埋設物件の頂部と路面との距離について

埋設物件	車 道			歩 道		
	標 準		特 例	標 準		特 例
	一 般	浅層埋設管		一 般	浅層埋設管	
電線 水管 ガス管 下水道管	120 cm以上	(1) 新設・改築道路 舗装厚+30 cm以上 〔但し、 ① 区画道路 : 70 cm以上 ② 2車線道路等 : 90 cm以上 (2) 道路掘削跡復旧等 舗装厚+30 cm以上 (但し 60 cm以上)	60 cm以上	120 cm以上	舗装厚+30 cm以上 (但し 60 cm以上)	60 cm以上
地下通路	350 cm以上	—	250 cm以上	350 cm以上	—	250 cm以上

(注 1) 「浅層埋設管」とは、付表に示すものをいう。

(注 2) 「舗装厚」とは、路面から路盤の最下面までの距離をいう。

(注 3) 「(1)新設・改築道路」とは、道路の新設・改築等を行う場合で、舗装要綱（日本道路協会）に基づいて舗装の設計・施工を行う場合をいう。

(注 4) 「(2)道路掘削跡復旧等」とは、占用掘削工事または道路掘削跡復旧工事を行う場合で、神戸市道路掘削及び復旧工事標準仕様書に基づいて舗装工事を行う場合をいう。

(注 5) 「①区画街路」とは、歩車の分離の無い幅員 4～6 m 程度の道路をいう。

(注 6) 「② 2車線道路等」とは、区画街路以外の道路で、2車線以上の道路等をいう。

(注 7) 下水道管の本線（下水道施設における基幹的な線で、下水排除面積が概ね 20ha 以上の管を指す。）については、300cm 以上（特例 100cm 以上）とする。

(注 8) 20kg/c m²以上の高圧ガス管については、180cm 以上とする。

(注 9) 新設・改築道路において、路床土の設計 CBR を改善するための路床改良工を実施する場合は、その施工に支障がない埋設深さとすること。

[付表]

浅層埋設管の種類（規格）及び管径について

(1) ガス事業

- ・鋼管（JIS G 3452） 300 mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） 300 mm以下のもの
- ・ポリエチレン管（JIS K 6774） 300 mm以下のもの

(2) 水道事業

- ・鋼管（JIS G 3443） 300 mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） 300 mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6742） 300 mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管（引張降伏強度 204kgf/ c m²以上） 200 mm以下で
外径／厚さ=11 のもの

(3) 下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） 300 mm以下のもの
- ・ヒューム管（JIS A 5303） 300 mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管（JIS A 5350） 300 mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） 300 mm以下のもの
- ・陶管（JIS R 1201） 300 mm以下のもの

(4) 電気事業

- ・鋼管（JIS G 3452） 250 mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管（JIS A 5350） 250 mm以下のもの
- ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） 300 mm以下のもの
- ・コンクリート多孔管（管材曲げ引張強度 54 kgf/ c m²以上） φ 125×9 条以下のもの
- ・ケーブル保護鋼管（略称:KGP 管）（平成 12 年 3 月 24 日認定） 80 mm, 125 mm
- ・PFP 管（平成 12 年 3 月 24 日認定） 125 mm, 150 mm,
175 mm, 200 mm

(5) 電気通信事業等

- ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） 75 mm以下のもの
- ・鋼管（JIS G 3452） 75 mm以下のもの

(6) その他（農業，農村整備事業における農業用水管）

- ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）VU 管, VP 管（平成 12 年 2 月 3 日認定）
300 mm以下のもの

(注 1) 上記括弧内の規格は，可能な限り JIS 規格を表示している。

(注 2) 上記以外の管路等であっても，道路管理者が同等以上の強度を有することを認めたものについては，上記の各管径を超えない範囲内において，上記の管路等と同様に扱うことができるものとする。

(注 3) 下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合は，当該下水道管と路面との距離は，1 メートル以下としないこと。